

LIBRA

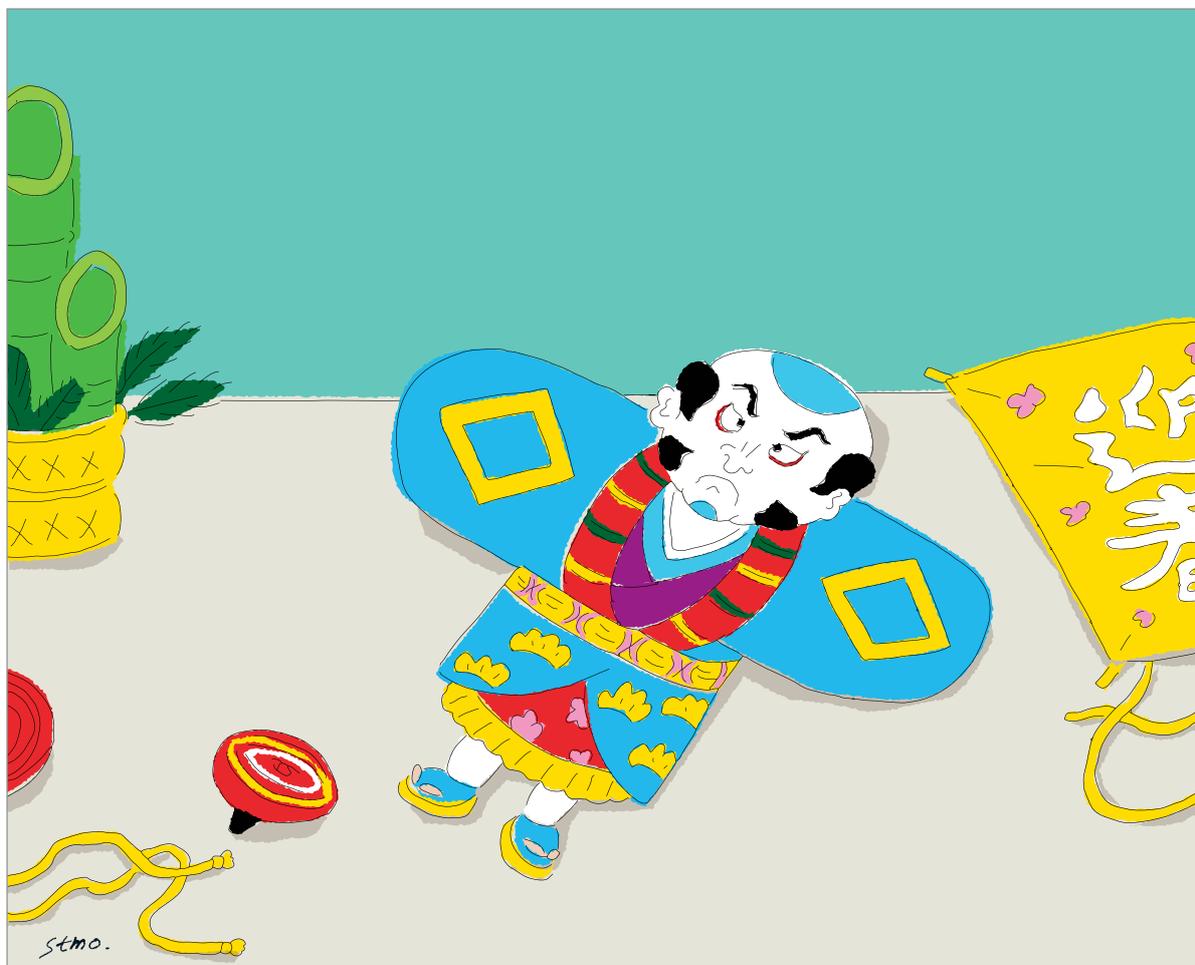
2016年 1 月号

〈特集〉

弁護士の情報セキュリティ

〈インタビュー〉

2015 ミス・ユニバース・ジャパン 宮本エリアナさん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS
2016年1月号

新年に誓う

02 3月までの課題の実現 ―会員と市民のために― 会長 伊藤茂昭

特集

04 弁護士の情報セキュリティ 平岡 敦

インタビュー

16 2015 ミス・ユニバース・ジャパン 宮本エリアナさん

ニュース&トピックス

20 ・両性の平等に関する委員会 公開学習会
「あらゆる労働者のワーク・ライフ・バランスを目指して～諸外国との比較から～」
・第30回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

クローズアップ

30 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.40
金沢刑務所・富山刑務所 見学記 神谷竜光・須崎友里

連載等

23 2015年度 臨時総会報告

26 常議員会報告（2015年度 第8回）

28 常議員会議長席から
・議長になって思うこと 林 史雄
・常議員会副議長に就任して 川合晋太郎

32 東京弁護士会市民会議
第37回 人権擁護委員会の活動を中心とした東弁の取組みについて

34 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
平成27年10月22日開催 東京地方裁判所委員会報告 高橋順一

35 今、憲法問題を語る
第54回 法友・親和・期成 三会派共催シンポジウム
安全保障法制の問題点―長谷部恭男教授を迎えて 菅 芳郎

36 もっと知ろうよ！オキナワ！
第4回 普天間飛行場の辺野古移設を論じるシンポジウム開催 藤川 元

38 近時の労働判例
第36回 大阪高裁平成26年7月17日判決（日本政策金融公庫うつ病自殺事件） 山澤 諭

40 東弁往来：第43回 法テラス江差法律事務所 板垣義一

42 わたしの修習時代：湯島での最後の学生生活 46期 一場順子

43 67期リレーエッセイ：一期一会で済まない業界 北村菜摘

44 お薦めの一冊：『弁護士経営ノート 法律事務所のための報酬獲得力の強化書』 遠藤温子

45 コーヒーブレイク：私にとってのラグビーワールドカップ2015 小塩康祐

46 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内

54 インフォメーション

新年に誓う

3月までの課題の実現 —会員と市民のために—



東京弁護士会会長 伊藤 茂昭

明けましておめでとうございます。

昨年4月の会長就任時に8つの課題を掲げました。新年にあたりその到達点と今後の取り組みのご報告をいたします。

1 安保法案に対する取り組み

集団的自衛権の行使を容認する法改正が行われました。私たちは、立憲主義・恒久平和主義に反し、憲法違反のこの法律の成立を阻止するために精力的に取り組みました。歴代会長声明、戦後70年企画写真展「伝える 戦争と平和」、資料展、シンポジウムなどです。法案が可決された今、法の施行と法に基づく執行に対し異議を述べるとともに将来の廃案に向けた取り組みを継続します。

2 法律相談事業の再生

三会の運営である錦糸町法律相談センターを縮小・移転して東弁の単独事業としました。インターネット予約、電話相談の実施、相談時間帯の拡大、相談料の減額など市民が利用しやすくするための改革を行い、相談件数の増加による受任事件数の拡大を目指します。一方、

放置されてきた未収納付金の回収の強化に努め赤字額の減少に向けた成果を上げつつあります。また相談担当者の報告書の提出と納付金の納入の確実な履行に取り組む体制を強化して次年度に引き継ぎます。

3 活動領域の拡大

新宿区、商店会、警察と連携した「ぼったくり対策事業」は輝かしい成果を収めました。また会の認知度を高めるための活動として東京ドーム企画など新しい実験も行いました。残された期間で、会員向けアプリ、中小事業者向けアプリの開発を進めます。

4 若手弁護士支援策

～6ヶ月間の会費の無料化～

研修所終了後の新規登録弁護士の6ヶ月間の東弁会費無料化を3月の臨時総会で決議する予定です。このことにより、新規登録者の一斉登録を促します。多くの新規登録会員が同時にクラス別研修を開始しやすい体制とし、現実に弁護士として活動を開始する後押しをします。



NEW YEAR 2016

5 会館建設特別会計・一般会費の減額

新規登録弁護士の会館建設特別会費50万円を40万円に減額し、全会員について一般会費を一律月額500円減額します。これも3月臨時総会の議案です。

以上の1～5のほか、8つの課題である男女共同参画、弁護士職務の適正化、東日本大震災被害者救援に引き続き取り組みます。

6 法曹養成問題

日弁連副会長として担当する法曹養成問題については、政府の推進会議決定を受け、日弁連の策定した基本方針（いわゆる「取り組もうペーパー」）にもとづき、司法試験の合格者年間1500人の早期実現と、法科大学院の教育充実、経済的負担の軽減、活動領域の拡大等に引き続き総合的に取り組んでいきます。このことにより法曹志望者減に結びつく負のスパイラルから脱却し、未来志向の正のスパイラルへの転換を図りつつ次年度に引き継ぎたいと考えています。

そのための「取り組もうペーパー」に沿った活動をわが会でもお願いしたいと思います。

7 会員相互の交流

会員相互の交流の場を作ることも、不祥事対策の一助となります。クラス別研修のクラスは若手会員の交流の場として大切です。次年度の予算の増額によるサポートを行います。また、文化活動やスポーツ等の同好会による会員相互の交流を促進したいと考えています。

8 会務の継続性

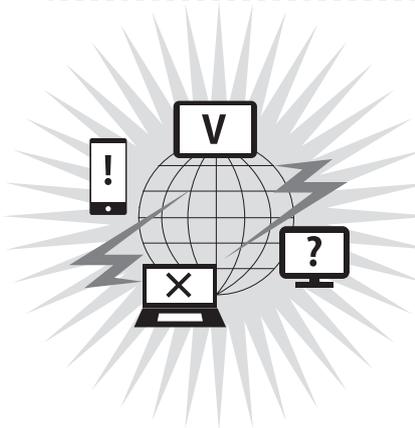
～バトンリレー～

最後に、東弁会務は一年任期のリレーです。途切れることがないように充分に次年度理事者予定者と任期中に協議し、私たちの一年の努力と成果を引き渡し、その成果の上に立って、次年度を展望していただけるようにしたいと思います。

スムーズなバトンリレーを行うため万難を排して準備を開始するとともに、リレー後も一会員として東弁を支えるための活動に努力することを誓い新年のご挨拶といたします。

弁護士の 情報セキュリティ

第二東京弁護士会会員 平岡 敦 (55期)



弁護士は、日常業務において営業の秘密やプライバシー等のセンシティブな情報を取り扱うので、守秘義務に照らしても、情報セキュリティの徹底が極めて重要な課題であることは異論がないであろう。情報セキュリティの徹底は、各弁護士に対する信頼にも直結するところである。

この点、日弁連は2013年に「弁護士情報セキュリティガイドライン」を制定しているが、抽象的な規定から具体的に何をどのように気をつけるべきかを読み取るのは、なかなか難しいと思われる。そこで、本特集では、日弁連内の弁護士の情報セキュリティに関するワーキンググループで同ガイドラインの策定にも関わった平岡敦弁護士に、私たちが日常業務においてどのような点に注意すればよいのかを、具体的にわかりやすく解説していただいた。

(伊藤 敬史)

1 はじめに

弁護士がその業務で扱う情報は、センシティブで重要なものばかりである。DV被害者の住所を漏えいすれば、たちまち生命や身体の危険を招来する。依頼者に送るつもり電子メールを、誤って相手方代理人に送ってしまったら、それで訴訟の帰趨が決するかもしれない。

多くの弁護士は、そのような危険があることを十分に認識して、リスクを避けるために慎重に行動している。しかし、残念ながら、弁護士の過失による情報セキュリティ事故が発生している。

2 弁護士の情報セキュリティ事故

(1) どのような事故が発生しているか

近年発生した弁護士が関連する情報セキュリティ事故の一部を表1にまとめてみた。1ないし4番は情報の漏えい、5及び6番は情報の喪失、7番は情報の毀損を招いた事故である。また、2ないし4番は懲戒処分を受けている事案である。

表1 情報セキュリティ事故一覧表

	漏えい・紛失・毀損の方法	対象となる情報
1	刑事事件の情報共有のために使用していた掲示板を、本来は非公開設定にすべきなのに公開設定にして利用し、誰でも見られる状態にしていた。	裁判員裁判の事件記録。裁判員候補者リストや被害者の情報を含む。
2	他事件の記録用紙を裏紙として使用して、別事件の記録を印刷し、事件記録としてファイリングしたが、裏紙であることを忘れて、依頼者に交付した。	他事件の事件記録の内容。
3	他事件の記録用紙を裏紙として使用して、FAX文書を作成したが、送信時に裏表を間違えて送信した。	他事件の事件記録の内容。
4	事件の紹介者に対して、辞任後に訴訟経過など事件の顛末を報告した。その際に準備書面の一部なども交付した。	事件の内容。
5	事務所のサーバのハードディスクが故障し、事務所全体のデータが失われた。復旧に数百万円を要した。	事務所全体のデータ。
6	東日本大震災で事務所が水没し、パソコン内のデータが失われた。	水没したパソコンのデータ。
7	弁護士をメンバーとするメーリングリスト上にマルウェアに感染したメールが流れ、受信者の一部が感染し、パソコン内のデータが改ざんされた。	メール受信者のパソコン内のデータ。

(2) 掲示板誤公開事件の提起した問題

これらの事故の中でも、広く報道されて社会に大きなインパクトを与えたのが、2011（平成23）年に発生した表1〔4頁〕の1番の掲示板誤公開事件であった*1。この事件は、以下に挙げるようないくつかの重大な問題をはらんでいた。

① IT を使うべきか、使わざるべきか

この事件を発生させた法律事務所では、複数の弁護人が関与する事件の一部について、弁護士と事務職員をメンバーとする掲示板を事件毎に作成し、事件記録を共有していた。その理由は、担当弁護士が接見などで事務所を不在にしがちだったので外出先からも記録にアクセスする必要性が高かったこと、担当事務職員の関与も必要であったことなどである。この掲示板サービスは、民間業者が無償で運営するもので、データを格納して共有する機能や、メールリストの機能を有していた。これらの機能を利用して、事件記録を共有していたのである。この掲示板サービスは、既定の設定が「公開」であったので、開設後に「非公開」に変える必要があった。しかし、一部の掲示板について、過失により「非公開」設定に変えていないものが残っていた。

誤って開示されていた掲示板の中には、対象事件が裁判員裁判であり、格納した情報の中には犯罪被害者の情報や裁判員候補者名簿などが含まれているものもあった。

確かにITツールは便利であり、ITツールをまったく使わない弁護士業務を想像することは難しい。ITツールに一定の危険性があるから一切使わない、とい

うのは弁護士業務の高度化や効率化を無視した暴論である。自動車は危険だからいっさい乗らない、医薬品は副作用があるからいっさい飲まない、というようなものである。しかし、自動車も医薬品も利用しないでは現代の社会生活は成立しない。ただ、もちろん安全装置の付いていない自動車や副作用の強すぎる医薬品の使用を避けるべきである。ITツールも同様である。セキュリティ対策のまったく施されていないような、又は明らかにリスクのあるものを用いることは避けるべきなのである。



本件の掲示板誤公開事件でも、文書共有のためにITツールを利用すること自体は否定すべきことではない。しかし、本件で問題となったような掲示板サービスを使うことは避けるべきであった。

② 扱っていい情報といけない情報

本件では、裁判員裁判事件に関する掲示板が設置され、そこでは裁判員候補者名簿や犯罪被害者に関する情報が共有され、結果として漏えいした。

関係者間で必要な情報を共有して高度に活用することは、弁護士業務の質を高め、迅速な処理を行う上で必要なことであり、情報共有のためにITツールが利用されることが否定されてはならない。しかし、裁判員候補者名簿*2や犯罪被害者の個人情報など、

*1：中央官庁でも2013（平成25）年にGoogleグループという掲示板サービスを使った漏えい事故が起きて、同様の問題を惹起したことは、記憶に新しい。

*2：裁判員の氏名等の漏示については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律109条に罰則が設けられている（一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）。

弁護士が取り扱う情報の中でも特に慎重な取扱いが求められる性質の情報については、いったん漏えいすると拡散する危険のあるデジタル情報にすること自体を避けるべきであった。

③ サービス規約の問題

本件で問題となった掲示板サービスには、サービス規約上も問題があった。サービス規約では、ユーザがアップした情報について、サービスを提供している企業に、自由に複製・公開などができる権利が留保されていた。企業がアップされている内容をのぞき見することはもちろん、「法律事務所での活用例」などとして広く紹介することも不可能ではなかったのである。これは、被疑者や被告人との関係では、掲示板にアップした時点で守秘義務違反を犯しているとも言える状況であった。

現在、広く使われているサービスの中にも同様の規約を有しているものは多い。弁護士として業務でこのようなサービスを利用することは避ける必要がある。

④ 弁護士自治の問題

弁護士自治は、弁護士会が会員に対して必要な監督を行うことによって、弁護士の不祥事について自浄能力を発揮できることが前提となっている。しかし、本件事故のような情報セキュリティ事故について、弁護士会はそれまで十分な対策を講じてこなかった。この点、情報セキュリティに関する一定のルールを有していた裁判所や検察庁には差を付けられていた。弁護士会が十分な監督機能を発揮できないのではないかとの疑いを抱かれても仕方がない状況だったのである。

弁護士自治を守るためには、弁護士会として情報

セキュリティに関する対策を講じて会員に対する適切な指導を行う必要がある。そこで、この事件のあと、日弁連内に弁護士の情報セキュリティに関するワーキンググループが設置され、2013（平成25）年には「弁護士のための情報セキュリティガイドライン」が作成され告知された。

このように掲示板誤公開事件は、実に様々な弁護士の情報セキュリティに関する問題提起を生み出した事件であった。

(3) 情報の喪失・毀損型の事故も重要

表1 [4頁] の5（サーバのハードディスク故障によるデータ喪失）、6（災害によるデータ喪失）、7（マルウェア感染によるデータ毀損）も、情報セキュリティ事故の一類型である。確かに、情報の漏えいは依頼者などとの関係で弁護士業務にとって大きなリスクである。しかし、情報の紛失や毀損も弁護士業務の大きな阻害要因である。

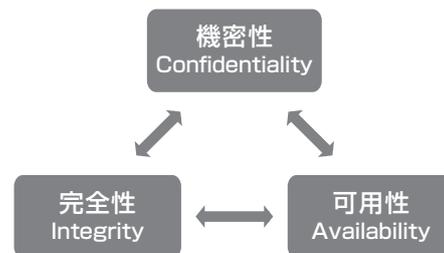
「記録が見つからない」などという事態は、多かれ少なかれ誰しも経験があることである。また、パソコンやハードディスクの故障や災害によるデータ喪失も無視できないリスクである。ハードディスク関連企業の調査によると、ハードディスクを4年間使用すると、20%に故障が発生するとの報告がある*3。

データが失われると、紙から再現したり、依頼者や相手方からデータを再度受領したりするなど、大きな時間的・経済的コストが掛かり、信用問題にもつながる。したがって、サーバやパソコン内のデータについては、定期的にバックアップを取る必要がある。また、取得したバックアップは、事務所外で保管しないと盗難や災害には対応できない。

* 3：Blackblaze社の2013年の調査結果。

セキュリティの3要素

セキュリティ事故を漏えい型と紛失・毀損型に分類したが、これはセキュリティの3要素と言われる分類に対応している。セキュリティというと、一般的には「漏えい」を思い浮かべるが、これはセキュリティの1つの要素に過ぎない。漏えいによって保全されなくなるセキュリティの要素は、機密性 (Confidentiality) と言われる。情報へのアクセス権限のある者だけがアクセスできる状態を指す。セキュリティは、この機密性のほかに、完全性 (Integrity) と可用性 (Availability) という2つの要素があるとされている。完全性とは、情報が改ざんされていない状態のことをいい、可用性とは、必要ときに情報にアクセスできることをいう。これら3つの要素の頭文字を取って、セキュリティの3要素のことをCIAと呼ぶ。



秘密を保持する権利と義務を負う。前掲大阪地裁の裁判例では、本条が民事責任の根拠としても機能している。「職務上知り得た秘密」なので、弁護士会活動などで知り得た秘密も含まれる。

安全管理措置義務 (個人情報保護法20条)

個人情報取扱事業者*5は、個人データの漏えい、滅失、毀損の防止その他の安全管理措置を講ずる義務を負う。

サイバーセキュリティ基本法上の義務

明確に弁護士を名宛人とした規定はない。ただし、国民はすべからくサイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努める義務を負う(9条)。

弁護士の事例ではないが、2012(平成24)年に発生したファーストサーバ社(クラウド事業者)の大量データ喪失事件では、親会社が12億1900万円の特別損失を計上していて、その損害の大きさがうかがわれる。

3 弁護士を取り巻く 情報セキュリティ法規制

われわれ弁護士を取り巻く情報セキュリティに関する法規制や倫理規定には、以下のようなものがある。

(1) 刑事法**秘密漏示罪** (刑法134条1項)

故意に業務上知り得た秘密を漏らしたとき、6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

裁判員の氏名等漏示罪 (裁判員裁判法109条)

故意に裁判員候補者名簿等を漏らしたとき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

(2) 民事法**準委任契約上の善管注意義務** (民法656条, 644条)**不法行為にもとづく損害賠償義務** (民法709条)

事件の紹介者に対して、辞任に際して事件の顛末を話し、準備書面の一部を交付したことが不法行為に当たるとされた裁判例がある(表1[4頁]の4番)*4。

(3) 行政法**秘密保持義務** (弁護士法23条)

弁護士又は弁護士であった者は、職務上知り得た

*4: 大阪地判平成21年12月4日判タ1345号196頁

*5: 平成27年改正によって個人情報取扱事業者についての「保有する個人データの数が過去6月以内のいずれの日においても5000を超えない」という制限が撤廃されたので、弁護士及び弁護士会もすべからく個人情報取扱事業者に該当することとなる。

C O L U M N

サイバーセキュリティ基本法

サイバーセキュリティ基本法は、2015（平成27）年1月に施行された法律であり、サイバーセキュリティに対する脅威の高まりを背景に、サイバーセキュリティの確保を目的として、国・地方自治体、ネットワーク業者などの重要社会基盤事業者、サイバーセキュリティ関連事業者などの義務を定めた法律である。

弁護士や弁護士会の役割は直接規定されていないが、サイバーセキュリティ施策の推進に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない（3条6項）とされているので、弁護士は国民の側に立って、政府による行き過ぎたサイバーセキュリティ対策によって生ずる権利侵害に対抗する必要がある。

また、いずれは環境権のような請求権的権利として、良好なサイバーセキュリティが保たれたIT環境の生成・維持を求める権利が認められる時代が来るのではないだろうか。

(4) 倫理規定

秘密保持義務（弁護士職務基本規程23条）

弁護士は、依頼者について職務上知り得た秘密を漏えい・利用してはならない。弁護士法23条と比較すると、主体が弁護士に限定され、対象が職務上知り得た秘密に限定されている。

事件記録に関する義務（弁護士職務基本規程18条）

弁護士は、事件記録の保管・廃棄に際して、秘密及びプライバシーに関する情報が漏れないよう注意しなければならない。対象を事件記録に含まれる秘密・プライバシーに限定して注意義務を課している。

4 弁護士情報セキュリティガイドライン

以上見てきた弁護士に対する法規範は、いずれも抽象的な義務を定めるものである。また、セキュリティ対策は、平面的な規範だけでは実現できない。具体的なリスク評価を行い、それに応じて弁護士ごと・事務所ごとのセキュリティ対策を立て、それを実施・検証し

ていくPlan・Do・Check・Actサイクルを回していく必要がある。その一助となるために2013（平成25）年に弁護士セキュリティガイドラインが作成された*6。

位置づけとしては規程や規則ではなくガイドラインであり、懲戒の直接的根拠となるものではない。ただ、職務基本規程18条などへの違反の有無を判断する際の間接的な資料とされる可能性がある。

対象は、サイバーセキュリティだけではなく、紙媒体の情報も含む。名宛人は弁護士である。強く推奨する取り組みについては「すること」、物的・人的・経済的環境に応じて推奨する取り組みについては「望ましい」という記載をしている。

章立ては以下の通りであり、情報の生成から消滅までのライフサイクルを縦軸に、情報を取り扱う機器（パソコン、FAX、携帯など）や媒体（電磁的記録、紙など）の種別を横軸に、それぞれの場合における情報を取り扱う上での注意点を述べている。

- 第1 本ガイドラインの目的と利用方法
- 第2 定義
- 第3 情報倫理
- 第4 情報の受領
- 第5 情報の作成及び変更
- 第6 情報の保管
- 第7 情報の発信・交付
- 第8 情報の持ち出し・複製
- 第9 情報の廃棄・返還
- 第10 媒体の処分
- 第11 会議・期日出席
- 第12 組織的及び人的な体制
- 第13 物理的な体制



ただ、このガイドラインは抽象的な内容であり、弁護士個々の使用環境に応じた具体的なガイドラインで

*6：ガイドラインは、日弁連のホームページからダウンロードできる。
<https://www.nichibenren.jp/opencms/export/sites/default/news/documentFile/2014/securityguideline.pdf>



はない。今後は、代表的な使用環境に応じた具体的なガイドラインを作成していく必要がある。

しかし、どれだけ具体化しても、弁護士や法律事務所との使用環境には個性があり、それぞれに完全にフィットしたガイドラインを示すことは不可能である。ガイドラインをベースとして、各人が自己の環境に応じたリスク管理とセキュリティ対策を立てて実施する必要がある。情報セキュリティ対策は、一律の基準を示すことができないのである。

5 具体的な対策方法

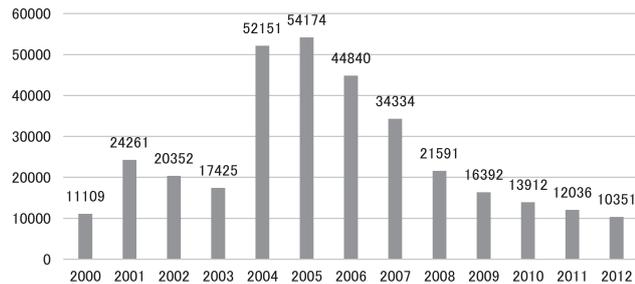
上記の通り、セキュリティ対策は個性が強いので、すべての方にフィットする対策方法を示すことはできないが、代表的なリスクとその対策方法を情報の受領→保管→発信・交付→持ち出し・複製→廃棄の各場面に沿って概説する。なお、日弁連ではビデオ研修も用意しており、無償で受講できる*7。

(1) 情報の受領の場面

いかなるリスクがあるか？

電子メールの添付ファイルにマルウェア*8が仕込まれていて、それをダウンロードすることによって、ファイルが盗まれたり、毀損されたりするなどの意図しない動作をしてしまうことがあることは、広く知られている。

ウイルス届出件数の年別推移 IPA調べ



(独立行政法人 情報処理推進機構, 2013年)

ただ、上右図のように最近ではマルウェアの届出件数自体は減少傾向にある*9。ウイルス対策ソフトウェアなどが普及したことが原因であろう。

しかし、マルウェアを使った攻撃でも、より意図的で巧妙な手法が広がりつつある。いわゆる「標的型攻撃」である。今までのマルウェアによる攻撃は、不特定のパソコンを対象として行われていた。しかし、標的型攻撃は、最初から意図して特定のパソコン又はそのユーザを狙い撃ちにするものである。最近では、年金機構に対して標的型攻撃が仕掛けられ、125万人の個人情報漏えいしたことが記憶に新しい。以下は、そのときに年金機構の職員に送られた攻撃メールの文章である。この攻撃メールの発信者は、企年協（企業年金連絡協議会）という実在の団体を詐称している。

件名:「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)」に関する意見

〇〇 〇〇様

5月1日に開催された厚労省「厚生年金基金制度に関する専門委員会」最終回では、厚生年金基金制度廃止の方向性を是とする内容が提出されました。これを受けて、企年協「厚生年金基金制度の見直しについて(試案)に関する意見」を、5月5日に厚労省年金局企業年金国民年金基金の■■課長に提出いたしました。

添付ファイルをご覧ください。

上記のメールに添付ファイルが付いており、それを

*7: <https://kenshu.nichibenren.or.jp/product/detail.php?pid=19711>

*8: 「マルウェア」とは、不正プログラムのことであり、ウイルス、トロイの木馬、スパイウェア、ボットなどの種類がある。

*9: 独立行政法人情報処理推進機構の1990年から2012年までの調査結果。

C O L U M N

年金機構事件の問題点

年金機構の事件では、攻撃が数次にわたって行われ、最初の2回の攻撃では被害が発生しなかったにもかかわらず、3回目の攻撃で個人情報の漏えいが発生した。最初の2回の攻撃時点で情報が共有され、注意喚起が十分になされていたら、3回目の攻撃も防止できたかもしれない。

また、個人情報を格納しているデータベースが外部と接点のあるネットワークに接続していたという構造上の問題もあった。掲示板誤公開事件でも問題となった「扱っていい情報と扱ってはいけない情報を切り分ける」という視点が重要であると再認識させられる事件である。

複数の受信者がダウンロードした結果、それらを起点にしてマルウェアの感染が広がり、個人情報が盗取された。同様の標的型攻撃メールを弁護士向けに作成することも容易である。

どのように対応するのか？

予防的対策としては、ウィルス対策ソフトウェアの導入、差出人や件名に不自然さを感じたら開封しない、発信者のメールアドレスがフリーメールではないか確認する、などの方法が考えられる。

しかし、標的型攻撃が巧妙に行われると、それを見破ることは事実上困難である。したがって、事後的な対策が重要となる。感染に気付いたらすぐにLANケーブルを外す、無線LANステーションの電源を切るなどして他のパソコンに影響を与えないようにすることが必要である。

(2) 情報の保管の場面(紙)

いかなるリスクがあるか？

紙の記録は、管理が不十分で所在が分からなくなることによる紛失のリスクと、災害などによる喪失のリスクにさらされている(CIAでいうところの可用性に関するリスク)。記録の中に綴じ込まれているはずの「あの紙」がない! などという経験は、多かれ少なかれあるものだ。試算だが、全弁護士数約3万5000人(2014年度弁護士白書)が1年に1回15分間書類を探すとすると、その総計は52万5000分(8750時間)

にもなる。1時間2万円の損失とすると、合計で1億7500万円もの損失となる。

$$3万5000人 \times 0.25時間 \times 2万円 = 1億7500万円$$

どのように対応するのか？

紙文書の所在不明事故や災害による喪失をなくすためには、適切な分類と保管が必要である。補助的な対策として、印刷物の元となった電子文書やスキャンして作成したPDFなどバックアップとなるものを適切に分類・保管することが考えられる。IT技術は情報セキュリティ上の災厄をもたらすだけでなく、情報セキュリティ事故を防ぐ道具にもなる。ただ、電子媒体として保管することで増すリスクもある。このような二律背反的な関係は、情報セキュリティを考える上の永遠の問題である。

(3) 情報の保管の場面(パソコン)

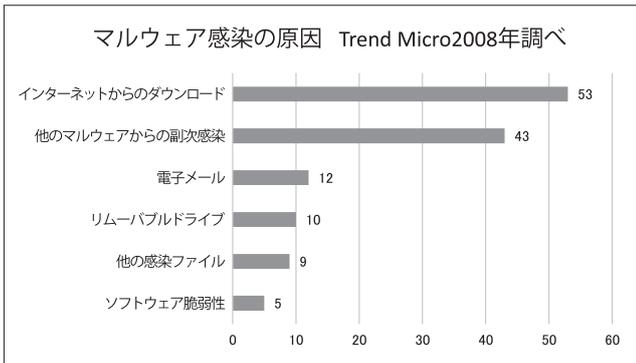
いかなるリスクがあるか？

パソコンに保管中のデータを喪失したり、改ざんされたりするリスクには、いくつかの種類がある。

- マルウェアへの感染
- 機器(ハードディスクなど)の故障
- 誤操作

マルウェアへの感染ルートは、電子メールの受信に伴うものよりも、ウェブサイト閲覧に伴うものや、他の感染源からの副次的感染の方が圧倒的に多い。

また、機器(ハードディスクなど)の故障は、実感よりも頻発している。前述した調査結果では、ハードディスクを4年間使用し続けると、その20%に故障が発生するとのことであったが、パソコンを使用してい



(トレンドマイクロ株式会社, 2008年)

る者の実感としては、それほど多くの故障に出会うわけではない。しかし、それはハードディスクが故障したとしても、ハードディスクの重要な箇所であれば、ハードディスク全体のデータが失われることはないからである。運悪く重要な箇所が故障すれば、全体のデータが失われる。故障は発生しているが、運良く大きなデータ喪失にはつながっていないだけかもしれないのである。

どのように対応するのか？

—— マルウェアへの感染に対応する ——

マルウェアへの感染を防ぐ方法には、以下の3種類がある。

- 危険に近づかない
- 危険に触れても感染しないようにする
- 事後的な対策を迅速に行う

危険に近づかないようにするためには、作成者の元がはっきりしないウェブサイトは閲覧しないという方法が考えられる。ただ、職務上、そのようなサイトにアクセスせざるを得ない場合も考えられる。そのようなときには、事件記録などが格納されているサーバとは接続していないネットワークに接続したパソコンからアクセスすることが望ましい。

危険に触れても感染しないようにするためには、

Windows や MacOS などの基本ソフトウェアのセキュリティアップデートを行う、基本ソフトウェアに組み込まれていたり、別途購入できたりするマルウェアに対抗するソフトウェア（ファイアウォール、ウイルス対策ソフトウェアなど）を機能するようにしたり、インストールしたりしておくなどの措置が考えられる。

なお、感染の原因となる脆弱性は、基本ソフトウェアよりも基本ソフトウェアの上で使われるミドルウェアの方に多く見られる。最近の感染経路の多くが、Adobe Flash Player, JRE, Adobe Reader などの Microsoft や Apple といった基本ソフトウェアメーカーではない会社が作成したミドルウェアに存在するセキュリティ上の弱点を狙ったものとなっている*10。これらのソフトウェアは、基本ソフトウェアに較べてアップデートを怠りがちなので、攻撃者の標的になりやすいのである。したがって、これらのミドルウェアについては、必要がないものは使わない*11、必要があるものはセキュリティアップデートを怠らない、などの措置を執る必要がある。個々のソフトウェアごとのアップデート方法は個別性が強く、ひとつひとつ解説することはできないが*12、多くの場合アップデートを行うようにメッセージが出るので、そのようなメッセージが出たら、それに従ってアップデートを行うべきである。

Adobe Flash, Adobe PDF Reader,
Java (JRE) などのアップデートを忘れずに！

* 10 : 2015年の日本アイ・ビー・エム株式会社マネージド・セキュリティー・サービスの調査 (2015年上半期Tokyo SOC情報分析レポート)によるとウェブサイトの閲覧に伴う感染の99%がAdobe Flash Playerを経由したものであった。なお、脆弱性が発見されるとそのソフトウェアが狙われるので、どのソフトウェアが感染源になるかは、年と時期によって大きく変動する。

* 11 : ミドルウェアを使わない方法としては、アンインストール (取り除いてしまう) 方法もあるが、ブラウザでは、それらのミドルウェア (プラグインという) を使用したいときだけ使用するように設定することもできる場合もある。Adobe Flashはアニメーションや音声の再生などを行うウェブサイトで用いられているが、再生の必要はないことの方が多いので、動作しないように設定した方が無難である。

* 12 : Adobe Flashに関しては、下記のサイトで最新版か否かの確認ができ、アップデートもできる。
<https://helpx.adobe.com/jp/flash-player/kb/235703.html>

マルウェアに感染してしまった場合の事後的対策としては、感染を広げないために迅速に当該パソコンとネットワークの接続を切ることが重要である。その上で、マルウェアを駆除するソフトウェアを動かして、感染を除去する必要がある。ただし、最近ではゼロデイ攻撃といって、セキュリティ会社が対応を取る前に次々と新しいマルウェアを作成して攻撃する手法があり、そのような攻撃に対しては、駆除は有効ではない。そのような場合には、当面、その感染したパソコンを使わない、という対策を取るほかない。

—— 故障や誤操作に対応する ——

ハードディスクなどの故障や誤操作を100%防止することはできない。したがって、これに対応するためには、データを喪失したときのリカバリー策としてバックアップを取っておく以外に有効な手立てがない。

C O L U M N

無線LAN(Wifi)のリスク

公衆無線LANサービスが普及しており、弁護士会館でも利用できる。しかし、誰でもアクセスできるタイプの無線LANは、同じ回線を見知らぬ人同士で共有していることを忘れてはならない。パソコンにはファイルやプリンタの共有機能があり、既定の設定では一部のファイルについて公開する設定になっている。そのままセキュリティ設定のないホテルや空港などの無線LANサービスに接続すると、公開されたファイルが丸見えとなってしまう。筆者がそのようなサービスに接続して試してみたところ、多くのファイルが公開されていた。各自のパソコンの設定をよく確認して欲しい。

バックアップの方法としては、単純なものとしては、市販のUSB接続のハードディスクを買ってきて、それをつないでコピーするという方法が考えられる。ただそれをパソコンと同じ場所に置いておいたのでは、災害や盗難に対応できない。

もうひとつの方法としては、ネットワークを経由して提供されるクラウドサービスで保管する方法がある。Dropbox、Googleなどが比較的安価な保管サービスを提供している。ただ、無償のサービスには規約上、守秘義務が担保されていないものもあるので、注意が必要である。

(4) 情報の保管の場面(可搬電子媒体)

いかなるリスクがあるか？

スマートフォン、ノートパソコンやデジタルカメラで使われるSDカード、USBメモリなどの持ち運びができる電子媒体(可搬電子媒体という)には、下記のような特徴がある。

- 小さいので紛失しやすい
- 貴重な情報が格納されている

統計*13によると、携帯電話をもっている人の2.6%が携帯電話を紛失した経験を有するとのことである。また、セキュリティ対策会社が模擬試験を行ったところ、スマートフォンを拾得した人の実に96%が中身を見ようとしたそうである。

このようにリスクにさらされている可搬電子媒体であるが、その反面、利便性ゆえに電話帳や電子メールなど貴重かつ秘匿性の高い情報が満載なのである。

*13：日本ネットワークセキュリティ協会の2011年の調査。

どのように対応するのか？

可搬電子媒体に対するリスクに対応するためには、以下のような方法が考えられる。

- 不必要な情報を入れない
- パスワードロック、暗号化など防御措置

可搬電子媒体に入れる情報は必要最低限のものにしたい。特にUSBメモリやSDカードなどには、本当に必要な情報しか入れないようにしたい。特にUSBメモリを恒久的な保存媒体として使用することは避ける必要がある。なぜなら、紛失のリスクが高いほか、データ破損の危険も高いからである。



また、最近では、刑事記録の閲覧などのときにコピーの代わりにデジタルカメラで撮影することが多く行われるが、撮影したデータはできるだけ早く安全なパソコンに移し、いつまでもSDカード内で保管することは避けたい。

また、ノートパソコンなどを使用する際には、ノートパソコンのハードディスクにはできるだけ情報を格納しないで、サーバに格納してVPN*14経由でアクセスしたり、クラウドサービスで保管してアクセスする方法を取るべきである。

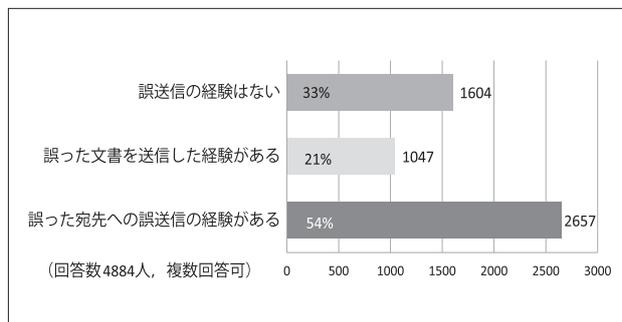
どうしても可搬電子媒体に情報を格納せざるを得ないときでも、必ずパスワードロックを掛ける、情報を

暗号化して保管するなどの措置を執る。これらの措置を執ると、可搬電子媒体を使用する際にいちいちパスワードを入れたり、暗号の復号処理で処理速度が落ちたりして、不便である。しかし、セキュリティを確保するために、一定の範囲で効率性が低下することは避けがたい。効率性とセキュリティの確保のバランスをどのように図るのか、これを各人の使用環境やリスクの程度などと相談しつつ、適切に設定していくことが必要である。

(5) 情報の発信・交付の場面

いかなるリスクがあるか？

弁護士がよく使う発信媒体には、FAXと電子メールがある。FAX誤送信による事故は、過去に懲戒事例(表1[4頁]の3番の事例)もある。2013(平成25)年の日弁連の調査*15によると回答数475人中90人(18.9%)がFAX誤送信の経験を有している。また、民間の調査*16によると、下記のような割合でFAX誤送信が発生しているとのことである。



(NPO日本ネットワークセキュリティ協会、2011年)

* 14：VPNとは、Virtual Private Networkの略称。インターネットは公共ネットワークであるが、それをまたがってLANなどの私的なネットワークを接続させる技術である。ルータなどのネットワーク機器に予め備わっているVPN機能を使用する方法や、VPN用のソフトウェアを導入する方法などがある。いずれも安価に利用でき、外部業者にデータを委託することに伴うリスクを避けることができる。

* 15：第18回弁護士業務改革シンポジウム基調報告書150頁。

* 16：NPO日本ネットワークセキュリティ協会による2011年の調査結果。

C O L U M N

リスクへの対応方法の分類

リスクへの対応方法には、①回避、②移転、③低減、④保有の4種類があるとされている。

①回避は、リスクに近づかないことでリスクを取り去る方法である。可搬電子媒体のケースで言えば、スマートフォンを持たない、スマートフォンにはデータを入れない、などの方法が回避に当たる。

②移転は、リスクを取り去ることができないので、他者に移転することである。例えば、情報漏えい保険や弁護士賠償保険に入る、といった方法が考えられる。

③低減は、保有せざるを得ないリスクをできる限り低減させることである。例えば、スマートフォンにパスワードロックを掛ける、データを暗号化する、などといった方法である。

④保有は、低減策を講じても保有せざるを得ず、かつ、回避するわけにもいかないリスクを甘受することである。

これは、情報セキュリティのみならず、あらゆるリスクへの対処方法に当てはまる。弁護士は、リスクを見極め、回避、移転、低減そして保有を選択していく必要がある。

電子メールの誤送信も日常よく目にする。前述の2013（平成25）年の日弁連の調査によると、弁護士の12%が電子メールの誤送信を経験している。

また、最近はTwitterやFacebookなどのソーシャルネットワークサービス（SNS）で情報発信する弁護士も増えているが、誤って守秘義務の対象となる事項をアップしていわゆる「バカッター」にならないように気をつけなければならない。守秘義務の対象事項を第三者に分かる形で漏えいしたわけではないが、事件の依頼者には自分のことを述べていると分かる内容の投稿をブログで行ったことが、弁護士の品位を害するとして懲戒の対象となった事例もある。

どのように対応するのか？

FAXや電子メールの誤送信を防ぐためには、まずリスクを回避する方法として、重要な文書はFAXや電子メールでは送らないという対処方法が考えられる。

しかし、迅速性・利便性の要求などからFAXや電子メールを使用しないわけにもいかないのが現実で

ある。そこで、FAXについては、宛先の番号を分かり易く大きく書いておく、送信前に自分以外の人に確認してもらい、送信開始後もFAX機器の側を離れず、正しく送信されているかを確認する、などの方法で可及的に誤送信を防止する。

電子メールについても、重要な内容はメール本文には記載せず、パスワードロックを掛けた添付文書に記載するなどの方法がある（パスワードは電子メール以外の方法で伝える必要がある。面談時に予めパスワードを決めておくといった方法が有効である）。そうすれば、仮に誤送信したとしても、肝心の部分を見られずに済む。また、メール本文は公衆回線を裸の状態で流れるので、傍受などのリスクにもさらされている。

また、Gmailには、わずかな時間であるが送信保留をしてくれる機能があり、送信直後に誤送信に気付いたときは、送信を取り消すことも可能である。



弁護士がSNSに投稿する場合も細心の注意が必要である。SNSは意見表明の場でもあり、弁護士のクチコミマーケティングの最良の媒体であるとも言えるので、SNSの使用自体が回避されるべきというわけではない。ただ、守秘義務違反につながったり、依頼者や事件の相手方に対する誹謗中傷につながるような投稿は避けるべきである。

また、SNSに写真を投稿する場合があるが、スマートフォンで撮影した写真にはジオタグという撮影場所情報が付加されている。ジオタグを除去しないで投稿することで、弁護士の所在情報が漏えいすることが

あり、それが守秘義務違反を構成することもあり得るので注意が必要である。スマートフォンの設定で、写真撮影時にジオタグを付けないように設定することができる。iPhoneでの設定は、下記のように行う。弁護士の場合、既定の設定ではジオタグを付けないように設定しておくべきではなかろうか。



なお、IBAは、IBA International Principles on Social Media Conduct for the Legal Professionを発表して、弁護士とSNSの関わり方について原則を提示している*17。

(6) 情報の廃棄の場面

いかなるリスクがあるか？

紙媒体についてシュレッダーや溶解処理を行わないと漏えいの危険が生ずることは、多くの人が既に知っている事実であろう。デジタルデータについても、単にパソコン上の「ゴミ箱」に入れるだけでは漏えいの危険がある。容易に復元ができるからである。

また、廃棄すべき印刷物を廃棄せずに裏紙として使用し、それを誤って第三者に交付することで情報が漏えいすることもあるので、注意が必要である。表1 [4頁]の3番で挙げたような懲戒事例も生じている。

どのように対応するのか？

パソコンやハードディスクを廃棄する際には、データを単に削除するだけではなく、復元できないような処理をしてから廃棄する必要がある。データを完全に消去するためのソフトウェアが、フリーソフトウェアとして無償でたくさん提供されている。CDやDVDならば、ハサミなどで切断してから廃棄する必要がある。

また、裏紙は、例外的な場合を除いて、法律事務所においては使用しない方がよい。

6 さいごに

以上、情報セキュリティに関する事故事例、弁護士を取り巻く情報セキュリティに関する法規制やガイドライン、具体的なリスク対応方法について述べてきた。通常、このような記事を読むと、しばらくの間は情報セキュリティに関する関心が高まり、リスクにも適切な対処がなされる。しかし、時間が経つと徐々に関心が失われ、次第に情報セキュリティに関する脅威に鈍感になって行く。そして、忘れた頃に事故が起きる。

情報セキュリティを保つための最大にして唯一の方策は「気をつけること」である。しかし、情報セキュリティに対する関心を維持することは困難である。個人の努力だけで退屈な情報セキュリティ対策を講じつづけることは困難である。だからこそ弁護士会や法律事務所の代表者は、構成員の情報セキュリティへの関心を喚起・維持し、情報セキュリティレベルを保つための施策を講じる義務がある。情報セキュリティは人為的な努力によってしか維持されないのである。

* 17 : <http://www.ibanet.org/Document/Default.aspx?DocumentUid=27EBAC25-0D13-4318-A1C4-6B751ACA935F>

INTERVIEW：インタビュー

2015 ミス・ユニバース・ジャパン

宮本エリアナさん

インタビュー会場に颯爽と歩いていらした宮本エリアナさんの印象は“カッコイイ女性”。インタビューでは、はじけるような笑顔を交えて、ミス・ユニバースの舞台裏や美しさを保つ秘訣から、将来は人種差別やLGBTなどの人権問題に取り組みたいという話まで、快活に語っていただきました。

(聞き手・構成：伊藤 敬史，小峯 健介)

*このインタビューは、2015年12月20日のミス・ユニバース世界大会を間近に控えた、同年10月下旬に行われました。



Photo by SHIN YAMAGISHI

— お生まれは、長崎県ですか。

はい、佐世保です。

— 子どもの頃は、どういうお子さんだったのですか。

結構元気な方でしたね。おままごとよりは、山で遊んだり、海で遊んだりするような。

— 子どもの頃、将来の夢はありましたか。

ファッションというか、お母さんの洋服を着るのが好きだったり、メイク道具を勝手に使ってメイクしたりするのが好きだったので、小さい時からモデルさんになりたいと言っていたみたいです。

— では、子どもの頃からの夢が実現してきているのですね。

今はそうですね。

— お父様がアフリカ系アメリカ人で、お母様が日本人ということで、子どもの頃に嫌な思いをされたことはありましたか。

やっぱり外見が他の人と違うということもありますので、偏見の目がありました。「ハーフ」ということ自体がコンプレックスでした。

— 偏見というのは、どういうときに感じましたか。

小学校低学年の頃は、それほど親しくない同級生

からは、「肌の色がうつる」といった言葉を受けることがありました。

— そういうときは、どう対応していたのですか。

何も言い返さないし、親にも学校の先生にも別に相談しないタイプでした。ずっと聞き流す的な。でもやっぱり言われていい気分はしないので、それはあまりいい思い出ではないです。

— 中学3年生の時にアメリカにいらっしゃったということですが、人種に対する考え方で、日本との違いを感じることはありましたか。

私は父がアメリカ人なのですが、アメリカに行って「英語が話せない」と言っても、向こうの人は、「日本で生まれ育ったから当たり前でしょう」と普通にとらえてくれる感じでした。日本だと、私が英語を話せないと、「えっ、何で？」みたいに、外見から判断されてしまうところが、違いかなと思います。アメリカはいろいろな国の方が普通にいる国なので、その違いかなと思いますね。

— そういうアメリカ社会で生活してみて、日本の社会に対して思うことはありますか。

日本もとても住みやすい国だと思います。ただ、もっとオープンになればいいのと思うことはあります。

「ハーフ」という言葉自体、日本人ではないというような言い方じゃないですか。そういう言葉はなくなればいいのにとおもいますね。

— 「ハーフ」という言葉は、差別的な用語と言われることもありますね。

アメリカにはないですね。あと「外人」という言葉も使わないです。

— そうですよ。日本でもそういう言葉を使っただけではないという感じになってきているとは思いますが。

だいたいそうやってきてはいますが、まだ私のことを「外人」とか「外国人」と言う人がいるのはどうかと思います。

— 先日のラグビーのワールドカップでは、いろいろな出身国の人々が日本代表になって「ジャパン」というチームを作っていましたが、ご覧になって感じることはありましたか。

私には偏見はまったくないですし、日本代表として戦ってくれるのはうれしいなとも思います。それと比較して、私がミス・ユニバースの日本代表になった時にパッシングされたのは、おかしいんじゃないかなと思いました。

— そもそもミス・ユニバースに出場しようと思ったのは、どういう経緯ですか。

ミス・ユニバースの地方事務局は、日本では47都道府県にあります。私は長崎の地方事務局の方からスカウト的に声を掛けてもらったのが最初のきっかけでした。その時はお断りしたのですが、その年に、仲の良い白人系の「ハーフ」の友人が自ら命を絶ちました。やはり、外見は外国人のように見えるということで、コンプレックスを持っていたようでした。それでその友人のためにも何かできないかなと考えていたときに、もう一度長崎の地方事務局の方に声を掛けてもらったので、この機会を使って世界に訴えることができないかなと思って出場しました。

— そういう深い経緯があったんですね。基本的なことを伺いますが、ミス・ユニバースの日本代表を選ぶために、まず各都道府県で選考があるのですか。

そうです。まず長崎で書類審査があって、その後の長崎大会でグランプリになって、長崎県代表として

次の日本大会に進んで、そこでグランプリになって、日本代表として世界大会に進むという感じです。

— 世界大会まで、とても遠い道のりなのですね。

そうですね。都道府県での審査から世界大会までは1年ちょっとかかりますね。

— 大変ですね。日本大会の審査期間はどれくらいなのですか。

今年は2週間くらいでした。都道府県の代表が泊まり込みのビューティー・キャンプをして、そのまま日本大会となりました。

— ビューティー・キャンプというのは、どういうことをするのですか。

合宿で、肌、髪、ヘア、骨盤、頭蓋骨など、美に関することをすべて学びます。

— そういう勉強までするんですね。それで日本大会で優勝された時は、どのような気持ちでしたか。

本当にうれしかったですね。最終的には世界大会が目標なので、日本大会を目標にしていたわけではないのですが。

— その時は、ニュースでかなり話題になって、先ほどおっしゃったように「ハーフ」ということでの中傷もあったと思うのですが、それに対してお感じになることはありましたか。

いい気分はしないですけど、出る前からそういう批判は来るなというのはわかって出場しているので、すごく落ち込むというようなことはなかったです。

— ポジティブなとらえ方ですね。

そうですね。むしろ偏見を変えようと思って出場したというのがきっかけなので、そういう批判的な言葉が一切なかったらなかったで、「あれ？」と思っていたかもしれないです（笑）。

— 日本の国際結婚率は2013年で3%くらい、2006年は6%くらいです。そこから生まれる子どものことを考えても、クラスに1人か2人くらいは、国際結婚の間に生まれた子がいる感じですよ。

そうですね。最近は多くなってきています。



Photo by SHIN YAMAGISHI

— そういう子どもたちは、エリアナさんが日本代表になったのを見て、勇気づけられたのではないですか。

そうですね。「自分もミックスです」とメッセージをくれる子がいたり、あとは「ハーフ」の子を持つ親から連絡をいただくことも結構あります。「エリアナさんのおかげで未来が明るくなりました」とか、「勇気を持つことができました」とか、「私も英語が話せないので…」という相談とか、いろいろ来ます。

— そういう反応があるのはうれしいですね。

自分のおかげでと言ってもらえると、うれしいですね。

— 世界大会でも、またビューティー・キャンプがあるのですか。

そうですね。次は3週間あります。

— そうすると、今度は世界中からいろいろな人が集まってくるのですか。

そうですね。2014年度は88カ国の代表がいたそうです。

— そんなにたくさんの国から集まるのですか。そういうキャンプでは、言葉の問題もあるのではないですか。

基本は英語ですけど、英語を話せない国の方もいるので、そういうときはジェスチャーとかになりますよね。スペイン語圏の方たちはその方たち同士で話せますけど、アジアは国によって全部言葉が違うので、そういうところは大変だったと去年参加した人から聞きました。

— 美しくあるために、心掛けていることはありますか。

歩く姿勢は気をつけていますね。歩いていてショーウィンドーに映る自分の姿をサングラスから横目で見たりしています。

— 私たち弁護士は、不健康な生活をしている人が多いと思うのですが、弁護士でも心掛けられるような秘訣とかありますか。

やっぱり食べ物ですかね。あとは睡眠ですね。最低でも3時間は取った方がいいというのは聞きます。

— 3時間というと、結構少ないですよ。

でも、その間に夢も何も見ないで本当にぐっすり寝ると、結構違うとは聞きます。

— ぐっすり眠る秘訣はありますか。

私は、必ずお風呂につかります。時間がなくてもシャワーだけというのは少ないです。お風呂で体を温めて、シャットと布団に入ると結構寝られるかもしれないです。

— 食事は、具体的にどういうところに気をつけていますか。

今は世界大会前でウエートを付けている状態なので、アスリートのような感じです。1日6食、食べていますね。

— 6食も？

はい。プロテインも飲んでいるので、プロテインも1食として換算するのですが、こまめに取るようにしています。今は、本当にアスリートのような感じです。

でも、普通の人だったら、3食きちんと取った方がいいと思います。2食だけとか、やせたいから1食だけとかではなくて、3食取った方がきれいにやせられます。朝は、フルーツだけというのもいいみたいですね。やせる、やせないとは関係なしに、朝はフルーツをたくさん食べた方が胃の中もきれいになるというのは勉強したことがあります。

— 先ほど6食とおっしゃったのは、数が多い方がいいということなのですか。

数の問題というより、お腹いっぱい空腹の波をなくして、血糖値をアップダウンさせないで、常に一定にしておく、体づくりにはいいですね。

— 弁護士は、食事の時間が不規則になりがちなので、血糖値がガーンと上がっているかもしれないですね。

大変ですね。鶏肉の小さいさ身とか、サラダとか、何でもいので食べるといいと思います。頭を使うのであれば、ゼリー飲料などでも食事と食事の間に挟むと、何も食べないで急に食べるよりはいいかもしれないです。あとずっと頭を使っていたりすると、チョコレートもいと聞きます。カカオ70%ぐらいがおすすめですかね。

— お酒は好きですか。

正直大好きです。でも、今は極力減らしていますし、おつき合いで何か飲まなければいけないときはウイスキーにしたりしています。赤ワインも好きなのですが、歯が汚れてしまうので、今は絶対に飲まないようにしています。

— では、世界大会が終わったら、お酒が楽しみですね。

今年の夏はビアガーデンに行けなかったのが、来年の夏がすごい楽しみです（笑）。

— 世界大会に向けて、どのように臨みたいですか。

日本大会の時もそうだったのですが、自分らしくいようというのは心に決めています。世界に行くと他の人たちを見ると、それに左右されてしまう人がいるのですが、そこに流されないのが自分の強みかなと思うので、そのスタイルは崩さずに世界大会に挑みたいですね。

— 自然体ですね。

そうですね。自然体です。いくら着飾っても、ぼろが出てしまうとばれてしまうので、最初から自然体で行こうと決めています。

— マスコミのインタビューなどで、人種差別の問題に取り組んでいきたいというご発言をなさっていましたが、今後どのような活動をしていきたいですか。

世界大会が終わってからは具体的に考えられないのですが、人種差別だけではなく、LGBTの問題とか、人権すべてにおいて何かできたらいいなという気持ちはあります。支援団体を作ったり、ボランティアだったり、そういう活動はやりたいと思いますね。

— LGBTも含めて、いろいろな問題でマイノリティの方の支援をするときに、どういうことを意識すればいいと思いますか。

例えばLGBTだったら、その当事者の話を聞いていて、その上で対策を練れたらと思います。差別されている人の気持ちというのは、本人にしか分からないことが多いので。友人にLGBTの方が結構多いです。

— 結構な確率でいますよね。それこそクラスに平均1人以上いるでしょうね。

そうですね。クラスに2~3人はいると思います。この間もカミングアウトしている人が学校で何人かいました。それを隠しながら、「実はね…」と言うのではなくて、オープンに言えるような国、世界になっていったら、うれしいと思います。

— 最近そういうのが少しオープンになってきつつありますね。

少しずつそうなっていますね。同性婚も認められてきてきているので、変わってきたのかなと思います。

— エリアナさんがそういう活動に取り組むことで、さらに広がるといいですね。

頑張りたいですね。

— 今後の夢をお聞かせいただけますか。

元々モデルさんになりたかったので、芸能界にも興味はあります。それから、うちの家族は全員自営業をしているので、私もゆくゆくは自分の会社を持ちたいというのが大きな夢ですね。

プロフィール みやもと・えりあな

1994年生まれ。長崎県佐世保市出身。身長173センチ。2015年3月に開催された、2015ミス・ユニバース日本大会で長崎県代表として出場し、ファイナリスト44名の中からグランプリを獲得。同年12月20日開催の「2015ミス・ユニバース」に日本代表として出場。趣味はバイクと料理、特技はバレーボールとダンス。

両性の平等に関する委員会 公開学習会

「あらゆる労働者のワーク・ライフ・バランスを目指して～諸外国との比較から～」

両性の平等に関する委員会委員 坂野 維子 (57期)

1 はじめに

2015年9月29日、両性の平等に関する委員会労働法プロジェクトチーム（以下「PT」）により、標記の公開学習会を開催しましたので、その概要をご紹介します。

2 第1部 諸外国のワーク・ライフ・バランスに関する調査結果の報告

第1部では、日本と異なる特徴を持つ、韓国、スウェーデン及びオランダの、ワーク・ライフ・バランスについて取り上げました（非常に詳細な内容をPTにより基調報告書にまとめていますので、関心をお持ち下さった方は、人権課までお問い合わせのうえ当該報告書を参照下さい）。日本では、週49時間以上働く長時間労働者の割合が、男性30.5%、女性9.8%にのぼり、また、20代後半から30代の子育て世代の女性の就業率が低い、いわゆる「M字カーブ」の問題が見られます。

韓国は、日本と同様の問題を抱えながらも、後記3のパネルディスカッションでも紹介されているように、10年程前からワーク・ライフ・バランスのための施策を急速に進めてきました。

スウェーデンでは、EU指令を受け残業時間を含めた労働時間が週48時間に規制されており、また、非正規労働者の均等待遇が派遣を含め徹底され、正規・非正規間の賃金格差が小さくなっています。さらに、フレックスタイム制やテレワーク制による柔軟な労働環境が浸透している点も特徴的です。税・社会保険料の負担は重いものの、医療費や教育費（就学前教育や大学を含む）の無償等の福利厚生や所得の再分配により、バランスが図られています。

オランダの労働政策は、短時間労働によるワークシェアの



成功例とされており、短時間労働者は、労働時間差別禁止法により、賃金その他の雇用条件について、フルタイム労働者と均等又はそれに準ずる待遇を保障され、日本のパート労働者のような非正規従業員ではなく、無期雇用を前提とした正社員と位置づけられています。併せて、労働者に労働時間を短縮又は伸長する権利が付与されており、使用者の側では原則としてこれを拒否できません。

スウェーデンもオランダも、週49時間を超えて労働する長時間労働者の割合は男女合計で8%台にとどまるとともに、前記のM字カーブは見られず、女性が出産後も就業を継続する傾向が見られます。

3 第2部 パネルディスカッション

第2部では、労働政策研究・研修機構副主任研究員の内藤忍氏を講師としてお迎えし、細永貴子PT座長による司会のもと、パネリストの菊地初音委員及び岩田整委員とのパネルディスカッションを行いました。ここではその内容の一部をご紹介します。

～長時間労働～

○日本では長時間労働者が評価されると考えている人が多い

という調査結果もある。EU指令のような、労働時間の総量規制やインターバル規制（終業時刻から翌日の始業時刻までに一定の時間を空ける制度）を導入すべき。（内藤）

～均等待遇～

○日本は欧米と異なり職種別採用ではないため、同一（価値）労働同一賃金はなかなか難しい。しかし、最低賃金を上げるだけでも正規・非正規間の賃金格差の解消につながり、男女の賃金格差も縮まる。会社と労組が合意して非正規を正規化し、その賃金体系を一本化した広島電鉄のような例もある。（内藤）

～性別役割分担意識の解消～

○厚生労働省に勤務していた1996年に、霞が関の男性職員として当時極めて珍しかった育休（11週間）を取得した際、周囲の職員にしわ寄せが行き心苦しかった。使用者が臨時の代替要員を確保することで、男性にも育休を取得しやすい雰囲気生まれるのでは。（岩田）

○スウェーデンでは約77%のケースで臨時の代替要員が採用されている。労働市場の柔軟性が高いため、代替要員にとっても、就業経験がプラスに働く。（菊地）

○日本では、第一子の出産を機に退職する女性の割合が、正社員でも47.1%、非正規で82%にのぼるとされる。育休制度の拡充のみでなく臨時の代替要員等、より育休を取りやすくするしくみの構築が必要といえる。（細永）

～保育制度・育休制度～

○イギリスでは保育料が高く、保育制度が充実しているとはいえないが、出産休暇のほかに父親・母親とも子が18歳になるまで18週間取得可能な、親休暇の制度等がある。（内藤）

○韓国では、満8歳まで通算1年間・夫婦併せて最長2年間の利用が可能な育休制度、仕事の有無等にかかわらず利用可能な普遍的保育への転換、政府が支援する保育施設での0歳児からの保育の無償化、中規模以上の事業所に対する保育所設置の義務化等の施策がとられている。（岩田）

○スウェーデンでは、子が満8歳になるまでに、両親合計して480日間の育休を取得可能で、その間390日間は

80%の所得補償を、残りの期間も一定の最低補償金の給付を受けられる。育休取得者のうちの男性比率は34%と高い割合になっている。（菊地）

○育休中の所得補償の割合が低いと、夫婦のうち所得の高い方（夫であるケースが多い）が育休を取得した場合、所得の目減り額が大きくなり家計の負担になるため、「所得の低い妻の方が育休を取得した方が良い」という結論となりやすい。男性の育休取得を促すためにも、所得補償の割合を100%に近づけていくことが必要。（内藤）

～女性の活躍推進～

○韓国では2005年から、入札制度や融資枠での優遇等、民間企業が女性を積極的に登用するためのポジティブアクション制度が始まり、女性管理職比率の上昇等の効果が見られている。（岩田）

○日本では女性活躍推進法が成立し、2016年4月から施行予定だが、男女の賃金格差是正が対象とされていない点は残念である。（内藤）

～総括～

○労働法による保護や福利厚生制度から取り残されがちな非正規雇用のワーク・ライフ・バランスを重点的にケアすべき。併せて、性別役割分担意識を是正するような法政策をとる必要がある。また、育休が長期化すると、所得ロス・キャリアロス・知識ロスという3つのロスが生じるため、育休に限らず幅広い育児支援の制度の促進が望まれる。社会保障制度と組み合わせることで、子育て世代・介護世代への負担の偏りを解消することが必要。（内藤）

4 おわりに

以上のとおり、ワーク・ライフ・バランスの実現を握る鍵は、長時間労働の防止のための労働法上の規制、非正規雇用の均等待遇、性別役割分担意識の解消、という3点にあるといえます。PTでは今後も、諸外国の例を参考にすることで各々について対策を研究・提言し、あらゆる労働者のワーク・ライフ・バランスの実現のために活動していきたいと思えます。

第30回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄 一橋大学教授）は、2015年度の人権賞受賞者を決定し、昨年12月10日に司法記者クラブで発表した。授賞式は2016年1月8日の当会新年式で行われる。受賞者のプロフィールは次のとおりである。

◎全国過労死を考える家族の会

代表世話人 寺西 笑子

1991年11月22日（勤労感謝の日の前日）結成

1980年代、過労死が大きな社会問題となり、過労死がなくするという世論は広がるものの、その救済は実現されず、過労死被災者の家族は、苦しい思いをしていた。このような状況のなかで、1991年11月22日、勤労感謝の日の前日に、過労死被害に対する救済と過労死の根絶をめざして、「全国過労死を考える家族の会」が結成された。

以来、毎年11月には全国の会員が東京に集まり、厚生労働省などへの要請行動を行うとともに、街頭での宣伝活動などを通して、多くの人々に過労死問題を訴えてきた。また、過労死被災者や家族が正当な補償を受けることができるように、全国で家族の訴訟活動を支援し、多くの貴重な判決も得てきた。

このように、「全国過労死を考える家族の会」は、“過労死はあってはならない”という強い理念のもとに、過労死のない社会の実現をめざし、長い間、地道な活動を続け、過労死を繰り返さないために社会に警鐘を鳴らしてきた。

この地道な努力が、2013年5月17日に国連社会権規約委員会が日本政府に長時間労働や過労死の防止対策の強化を求める勧告を出したことや、過労死防止に向けた歴史的な一歩である過労死等防止対策推進法の成立に大きな役割を果たしたと言える。

編著に、『日本は幸福か』（教育史料出版会）、『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』（教育史料出版会）がある。

◎故・黒田 裕子 氏

1941年3月23日～2014年9月24日（享年73歳）

NPO法人 阪神高齢者・障害者支援ネットワーク（2015年

3月31日解散）元理事長／NPO法人 しみん基金・KOBÉ

元理事長／NPO法人 災害看護支援機構 元理事長／

NPO法人 日本ホスピス・在宅ケア研究会 元副理事長

故・黒田裕子氏は、看護師として宝塚市立病院に勤務していた1995年1月17日、阪神・淡路大震災により被災した。黒田氏自身も被災者であったにもかかわらず、震災発生直後から救援活動を開始した。震災発生直後の救援活動、避難所生活の支援、仮設住宅での高齢者ケア、特に孤独死の予防活動を継続的に実践してきた。その中でも、4年3ヶ月余りにおよぶ仮設住宅での活動は、災害被災者の長期にわたる心身両面でのケアの必要性を浮き彫りにした。

その後、国内外で多くの被災者支援活動を展開し、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、宮城県気仙沼市の支援に入り、現地の地域性を加味した災害支援の方法を駆使して24時間体制での活動を行った。近年は、要援護者のケア体制づくりに力を入れ、被災者支援の仕組みの不備に警鐘を鳴らし続けていた。

黒田氏は、後進の看護師の育成にも熱心に取り組んだ。ナイチンゲールからの学びに基づいた確固たる自身の看護観を広く深く、後に続く若者達に伝えようと努力を惜しまなかった。2014年度に非常勤講師として担当した学校数は、9大学・11専門学校であった。「現場に真実がある」という確信から、災害・医療現場から目をそらすことなく、人はいかに生きることが大切かを基本においた授業展開をした。著書多数。

2015年度

臨時総会報告

2015年11月13日(金)12時30分／本人出席188人・委任状出席421人

第1号議案 公設事務所運営基金特別会計に関する補正予算(案)の決議の件

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

当会は、千住ミルディスⅡ番館を区分所有し、弁護士法人北千住パブリック法律事務所に貸与するとともに、北千住法律相談センターを運営している。

この度、2015年6月16日開催の千住ミルディスⅡ番館業務部会通常総会及び同月20日開催の千住ミルディスⅡ番館管理組合通常総会において、千住ミルディスⅡ番館の特別修繕費の値上げが提案された。当会としては、予算成立後の値上げであり、予定していない支出となることから、提案に反対したが、賛成多数により値上げが承認された。

その後、千住ミルディスⅡ番館の管理会社から、千住ミルディスⅡ番館業務部会の特別修繕費の値上げは、上記各総会での反対意見を考慮して、値上げが緩やかになるよう見直しを行い、今後開催予定の業務部会臨時総会にて、値上げ額及び値上げ時期を変更する旨の説明があった。

そこで、千住ミルディスの上記各総会にて決定し、かつ、業務部会臨時総会にて予定されている特別修繕費の値上げに伴う公設事務所運営基金特別会計負担分(全体費用の75,766分の52,317、残りは法律相談特別会計にて負担)について、補正予算を組んで対応することが賛成多数で承認された。

第2号議案「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」の一部改正の件

第1議案「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」(第1条の3)の一部改正の件

◎承認(全会一致)

〈内容〉

「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」の選任の対象・方法について明文規定の追加が全会一致で承認された。

第2議案「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」(第26条第2項)の一部改正の件(選挙運動の郵便はがき及びファクシミリの承認印廃止について)

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

従来、同会規は、文書による選挙活動のうち、郵便はがきについては、枚数は役員候補者1人につき選挙権者の10倍以内とし(第26条第3項第1号)、常議員候補者及び連合会代議員候補者についてはそれぞれ200枚以内としたうえで(同条同項第2号)、あらかじめ選挙管理委員会の承認印を受けなければならない(同条第2項)と規定していた。そして、この点について、従前の運用では、選挙管理委員会から「選挙権を有する全会員の宛名と承認の記号を印刷した宛名ラベル」を有償(1セット32,400円)にて購入し、これを候補者等において郵便はがきに貼付するという運用がなされていた。

しかし、直近の選挙における当会の有権者数は7,428名にも達し、かつ今後も増加が見込まれる中、これまでの運用(特に、宛名ラベルの貼付作業)は候補者に及ぼす負担は看過できない程度に達している。

日弁連においても、2007年に会長選挙規程を改正し、現行の同規程第56条では、郵便はがきについての選挙管理委員会による証印制度(当会の承認印と同様の制度)は廃止されている。

また、第4議案のとおりウェブサイト及び電子メールによる選挙運動の実施が予定されているところ、ファクシミリの承認印を残すことに大きな意義はなくなっている。

そこで、文書による選挙運動における郵便はがき

及びファクシミリについて承認印を廃止することが提案され、賛成多数で承認された。

第3議案「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」(第16条の2、第18条の2)の一部改正の件(立会演説会及び公聴会の録画を、東弁ウェブサイト内会員サイトにおいて配信することについて)

◎承認(全会一致)

〈内容〉

立会演説会及び公聴会は、会員が直接に候補者の声を聴き、その政策についての理解を深める上で重要な機会であることから、会員がその内容を把握する機会をできる限り広く確保することが重要である。しかし、会員がこれらの内容を把握する方法は、弁護士会館2階講堂クレオに来場して参加するか、多摩支部会館に同時中継される画像を視聴するかのいずれかしかなく、必ずしも多くの会員の参加が得られているとはいえなかった。

そこで、より多くの会員に機会を提供し、充実した選挙を実現するため、立会演説会及び公聴会の模様を録画し、これを会員サイト(会員専用ホームページ)にアップロードして各会員が都合のよい日時・場所においてこれを自由に視聴できるようにすることが提案され、全会一致で承認された。

第4議案「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」(第16条の2、第26条の3、第26条の4、第28条第18号)の一部改正の件(ウェブサイト及び電子メールによる選挙運動の実施について)

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

2013年5月の公職選挙法(昭和25年法律第100号)改正により、国政選挙において、ウェブサイト及び電子メールを利用する方法による選挙運動が解禁された。こうした選挙運動を認めることで、候補

者は、選挙運動期間中、各会員に対して随時充実した情報開示を行えるようになり、選挙運動の活性化に資すると考えられる。日弁連においても、2015年5月29日開催の日弁連定期総会において会長選挙規程が改正され、ウェブサイト及び電子メールによる選挙運動は解禁されている。

したがって、当会の選挙においてもこれを導入することが望ましいと考えられるが、無制限に認めた場合には、選挙運動の公正が害される等の弊害も懸念される。そこで、選挙運動の実施について必要な事項を細則等により明文化したうえで、これを導入することが提案され、賛成多数で承認された。

第5議案「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」(第20条の2第3項から第5項まで)の一部改正の件(不在者投票の時間変更規定の新設について)

◎承認(全会一致)

〈内容〉

2015年5月29日開催の日弁連総会において、日弁連会長選挙の不在者投票につき、開始又は締切の時刻を1時間の範囲で繰り上げ・繰り下げできるよう会長選挙規程が改正された(改正前の日弁連の規程は、30分の範囲内で繰り上げ・繰り下げると規定されていた)。

現状の当会の会規には延長規定が定められていないことから、当会においても延長規定を設けることが提案され、全会一致で承認された。

第3号議案 錦糸町法律相談センター移転に伴う一般会計及び法律相談事業等特別会計に関する補正予算(案)の決議の件

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

当会では、2014年11月18日の臨時総会で承認さ

れた「法律相談事業に関する基本方針」を踏まえ、法律相談センター運営委員会（以下「委員会」という）を中心として、法律相談センターの廃止・移転を含む、法律相談センターの在り方の見直しを行っている。特に、現在の錦糸町法律相談センターは、法律相談件数の減少に起因する収支の悪化が喫緊の課題となっていることから、同センターの改廃について検討が進められていた。

そのような中、2015年6月24日開催の東京法律相談連絡協議会において、第二東京弁護士会が同年10月以後、同センターの運営から撤退するとの意思表示があり、7月29日開催の同協議会では、第一東京弁護士会からも同様の意思表示があった。

委員会で同センターの存続の要否について検討したところ、同センターの相談件数は減少傾向にありつつも、依然として年間2,700件ほどの相談があり、2014

年8月末には東京司法書士会が運営する墨田総合相談センターが廃止されるなど、城東地区における市民の司法アクセスの拠点が減少する現況においては、当会が法律相談センターを維持することは重要であるとの意見で一致し、また、同センターの現在の維持費は当会が単独で運営するには高額に過ぎることから、事務所物件を縮小するとともに、相談件数の向上策の実施等を通じて収支の改善を図ることが相当であると、それらを取り纏めた事業計画書が作成された。

同事業計画について法律相談事業改革プロジェクトチーム等の意見を聴いたうえで、同事業計画を実施することとし、同事業計画の実施に伴う移転費用等の支出は、本年度に計上した同センターの予算額を超過し、予備費の計上額も超えるものであることから、一般会計及び法律相談特別会計の補正予算を組むことが提案され、賛成多数で承認された。

議長になって思うこと

常議員会議長 林 史雄 (33期)



はじめに

昨年(2015年)は戦後70年として弁護士会でも平和を願ういろいろな行事が行われました。私が生まれる直前まで、日本は無謀な戦争に手を染め、未曾有の人の命を奪いそして破れました。日露戦争の講和であるポーツマス条約は、太平洋戦争への出発点だったと書かれた著作(「ポーツマスの旗」吉村昭)を読みました。九州の小藩であった飫肥藩の下級武士小村寿太郎の大国ロシアとの条約交渉の話です。日本中が焼け野原となった敗戦に至る、長くて短いみちのりの第1歩と評価するものです。

戦後の民主教育

さて、私は、昨年の4月から東京弁護士会の常議員会議長を務めています。私が生まれたのは、敗戦から2年後の日本国憲法施行直後です。私は、現憲法と同年です。新憲法のもとで民主教育を受けて育った最初の世代ということになります。今では当たり前の事だと思いますが、小学校高学年になるとクラス委員の選挙が行われ、黒板に投票数を記録する正の字が書かれてゆく光景を覚えています。クラス会は委員長が議長となって進行します。

物事は多数決で決めること、少数意見を尊重すること、議長には議決権が無く、可否同数の時にのみキャスティングボードを行使すること等々、戦後の混乱期から学校において民主教育が行われていたことが窺えます。

議論が大切なこと

今、私は、この幼い日の事を思い出しながら弁護士会の議長を務めています。質問や意見はできる限り制限することをしないで、自由で活発な議論の場となるように心がけています。同一の舞台の上で議論し結論を出すことが民主主義の原則だと理解しています。共通の場での議論・決定が放棄された後には、実力による解決しか残されておらず、それはむき出し暴力による争い、実力行使、戦闘への道が待っているのでしょうか。世界各地で戦火が多発していることを思えば、未だ人類は紛争解決の方法において高度な文明を実現していないということになります。そうです、私たち弁護士は、平和的紛争解決をその職責としているのですよね。

本年度の常議員会

幸い、今年度の常議員会では、若手の常議員からの素朴な質問も多く出され、比較的活発な議論が行われています。理事者から提出される議題は、今、正に弁護士会における問題・課題そのものですから、会務問題を知り、理解するための絶好の機会が常議員会であると言えます。若い方々だけでなく、私自身も勉強させてもらっています。会議は民主主義の揺りかごであるという思いを胸に、残りの任期に微力を尽くします。

常議員会副議長に就任して

常議員会副議長 川合 晋太郎 (45期)



常議員会と副議長

常議員会は、総会に次ぐ東弁の重要な意思決定機関です。総会は、臨時総会を入れても、年2回程度しか開催されないため、常議員会は、弁護士会において、国会のような機能を有していると言えます。

この常議員会は、2月の選挙で選出された80名の常議員で構成され、議長及び副議長1人を置くことになっています。常議員会の定足数は、20名（会則53条）ですが、毎回、最低でも約50名程度の常議員の方々が出席されています。

副議長の職責は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、議長の職務を行うことですが、今年度の林史雄議長は、毎回、議事進行について入念な準備をなさり、また議事でも的確な議事進行をなさっていますので、議事が始まれば、幸いなことに、私の出番は、採決の際の反対数、留保数の確認程度位です。

その他、副議長は、毎回、会議の冒頭で出席者の人数を報告し、定足数に達し、適法に常議員会が成立していることを宣言し、議事録署名者2名を指名する役割を担っています。

常議員に再びなって

私は、今年度で、常議員は2回目です。前回、約10年前に常議員に初めてなった時は、その重要性がよくわからず、本当のことを言えば結構、寝ていました。しかし、その次の年、常議員をやめて、会についての情報が、激減したことに気づき、いかに、会の運営について、常議員会に多数の情報が集まるかを初めて実感しました。

今年度の常議員会の期別の構成は、20期代2名、30期代6名、40期代15名（内6名は、前副会長）、50期代

21名、60期代36名で、60期が半分近くをしめるという構成です。

本来は、全員の方に質問、意見を言っていたきたいのですが、どうしても、特定の方、期の上の方に、発言が偏る傾向があります。確かに、前副会長等、期の上の方は、その経験から、鋭い質問、説得力のある意見を言われることも多いです。しかし、基本的な事項と思われる質問の回答を聞いて、私自身が、改めて知ることも多いので、若手の方（に限りませんが）には、積極的に質問等を行うことをお願いします（前回の常議員の時の私の反省も込めて）。残念ながら、副議長は、質問、討論に参加することができません。聞きたいことがあっても聞けず、意見も言えません。黙って座っていなければなりません。常議員の方々は、せっかくの機会ですので、是非、質問、意見等をおっしゃっていただければと思います。

毎年、重要な議案がありますが、今年度も、いままで、選挙会規の改正、錦糸町法律相談センターを移転した上での単独開設、ヘイトスピーチを目的とした公共施設の利用についての意見書の採択等の重要な議案について、常議員会で議論が行われ、採択されました。

また、私が前回常議員を行った時とのおおきな差は、入会審査の議案が大幅に増えたことです。弁護士になるための登録の外、事務所の移転、インハウスの方の登録等、毎月一定数があります。

これからも重要な議案が予定されています。

最後に

残すところ、3ヶ月となりましたが、今後も、常議員会の活発な議論を多少でも補助し、より良き東弁の発展に努めて行きたいと思っています。

どうか今後とも、よろしく申し上げます。

金沢刑務所・富山刑務所 見学記

2015年11月2日、弁護士17名及び事務局1名で、金沢刑務所と富山刑務所を見学した。

金沢刑務所

会員
神谷 竜光 (67期)



2列目右から3人目が筆者

2015年11月2日、金沢刑務所を見学した。金沢刑務所は、住宅地を通った先の高台にあり、一つ山を越えた先に金沢大学があるという場所に位置する。

まず、処遇部長より、金沢刑務所の概要を伺った。収容定員は、受刑者が661人、未決被収容者が95人、合計756人である。七尾拘置支所がある。処遇指標は、犯罪傾向が進んでいる受刑者（B指標）及び日本人と異なる処遇を必要とする外国人（F指標）である。執行刑期が長期でない者を収容しており、平均は2年8月とのことであった。

現在の収容状況は、見学した日の時点で、受刑者460人、未決被収容者45人、合計505人で、収容率は60%程度と聞いた。収容人員は、年々減少傾向にあるとのことである。罪名は、窃盗及び覚せい剤事犯が多いとのこと。被収容者の年齢の割合は、全国的な高齢化の流れとは異なり、そこまで変わっていないようである。また、仮釈放を積極的に活用しており、ここ3年は、50%前後の者が仮釈放されているとのことであった。

矯正指導としては、教科指導のほか、一般改善指導及び特別改善指導の両方を行っている。職業訓練としては、溶接科、ビル設備管理科のほか、パソコンのWordやExcelの基礎的な利用方法を教えるビジネススキル科もあるとのことである。また、刑務作業は、高齢者と高齢者以外とを分けて行っているとのことであった。

次に、刑務所長の案内で所内の見学を行った。工場棟と生活棟に分かれており、工場棟は、過剰収容の流れを受けて、新しく建てたところ以外は、平屋で、新しい工場棟のみ2階

建てで刑務作業に当たらせていた。生産作業は、木工、印刷、洋裁、金属を行っていた。食事は評判がよく、食べ残しがほとんどないとのことであった。

生活棟においては、風呂場が新しくなり、一度に50人程度入浴できるとのことである。また、医療設備も古くなく、歯科医師も呼んでおり、見学当日も受診している被収容者がいた。当日は雨模様であったために、被収容者は、体育館で、バドミントンや筋力トレーニングをしたり、テレビを視聴したりと各々の活動に興じていた。保護室は、旧式のものと多少新しいものの2つあり、静穏室はないとのことであった。保護室には、作業に出ることを嫌って入りたがる被収容者がいるとのことであった。居室は、過剰収容の頃とは異なり、8人収容できる集団室でも、4・5人程度の収容で、余裕がある状況であった。また、1人部屋は、空室も散見された。

所内の見学の後、予め委員会より金沢刑務所に渡されていた質問に対する回答を含めた質疑応答をした。その中で、所内見学中に貼られていた「見栄を張らない」とのポスターに言及があった。これは、被収容者が、見栄を張ることによって人間関係でトラブルが生じることが多いことを踏まえているとのことであった。

質疑応答の後に、刑務作業で作られた物品を見学者で購入した。金沢刑務所の体育館には、棟方志功画伯の山海頌図が飾られていた。同図に見守られ、熱心にバドミントンに興じていた受刑者は、見栄を張っているのではなく、素のままのようであった。出所後もそのような生活を出来ることを祈りつつ、見学は終了した。

富山刑務所

刑事拘禁制度改革実現本部委員
須崎 友里 (67期)



右から4人目が筆者

2015年11月2日、富山刑務所の施設見学を行ったので、その報告をする。

1 施設の概要

富山刑務所は、富山ICを降りてすぐの場所に位置する。収容定員は587名であるが2015年11月2日現在の被収容者数は354名、うち未決拘禁者は5名である。驚くべきことに、富山県内の未決拘禁者は8名とのことであった。

収容区分は、主に名古屋矯正管区内で確定した受刑者のうち、執行刑期10年未満で犯罪傾向の進んだおおむね26歳以上の成人男性及び未決拘禁者である。累犯者が多く、服役経歴4回が平均である。平均刑期は3年で、無職者が7割弱を占める。現在の受刑者の平均年齢は47歳で最高齢は84歳である。暴力団関係者については受刑者の19%を占める。

職業訓練としては、フォークリフト、2級ボイラー-技士等の他、木工指導が行われている。処遇について、特に特徴的なのは、民間のラジオDJによる「730（ナナサンマル）ナイトアワー」という生放送番組である。富山刑務所においては36年間続いているラジオ番組で、全国でも生放送は富山刑務所のみである。受刑者からテーマについてのメッセージを募集して、番組内で読み上げリクエスト曲を流しているそうだ。これは是非とも聴いてみたい。

就労支援も行っており、キャリアカウンセラーが、厚生労働省と連携して公共職業安定所の職員による職業相談、職業紹介、職業講話も実施している。

2 施設の見学

まずは工場から見学を始めた。洋裁や金属等の物品製作作業などのほか、1つの工場では、富山刑務所ならではの木工品の製作を行っていたのが特徴的だった。また、ある工場では、社会の就労体系に近づけようと、8時間作業を施行していた。この作業時間に対して、受刑者の反発等がないか尋ねたが、皆一生懸命やっているとのことであった。なお、他の受刑者と作業時間のバランスをとるために、第2、第4

水曜日は作業をしない日として設けているとのことである。

風呂場の湯船は循環式で、常に綺麗なお湯に浸かれるよう配慮されていた。保護室には、冷房、床暖房が完備されていたが、年間の使用件数は2013年に67件、2014年に87件、2015年（9月末まで）で29件とのことである。医療については、驚くほど完備されていた。常駐の医師も存在し、医務室はさながら病院のようであった。歯科医用の医務室もあり、週2回は診察が受けられるそうである。

体育館では、筋力トレーニングの機材や卓球、囲碁、将棋等の道具が置いてあった。聞くところによると、この体育館において、富山刑務所で撮影も行われた映画「あなたへ」の上映会も行われたそうだ。その時には、主演の高倉健さんも舞台挨拶に来たという。激励の言葉をもらった受刑者が、少しでも早く社会に復帰できることを願うばかりである。

3 富山刑務所名物「神輿」

富山刑務所といえば、神輿が有名である。富山刑務所の木工製品である神輿は、全国の神社、町内会、自治会などから注文を受け、現在までに5000基以上を納めている。この神輿は、将来の修理に対応できるように、屋根、桷組、胴体、台輪などパーツを分解することができる。修理を重ねれば100年の使用にも耐えられるという逸品である。神輿の繊細さを見て、これをすべて手作業で行っているのかと思うと、惚れ惚れする。神輿の価格は60万円（1.3尺）から615万円（3尺）と様々である。

もっとも、出所後にこの木工の技術を活かす場は少ない。日本の伝統工芸の一つとして、受刑者が受け継いでいけるように、就労先を確保する必要もあろう。

4 さいごに

特徴的な処遇、刑務作業を有する富山刑務所を見学することができ、非常に貴重な体験ができた。特にラジオの生放送は、他所でも取り入れ、受刑者の社会復帰に役立つことを願う。

平成27年10月22日開催 東京地方裁判所委員会報告

消費者団体の消費者のための訴訟／少年刑事事件審理の留意点／知的財産権事件の状況

東京地方裁判所委員会委員・第一東京弁護士会会員 高橋 順一 (40期)

◆消費者団体の消費者のための訴訟

(消費者生活専門相談員(市民委員)から)

被害の未然防止・拡大防止を目的として適格消費者団体が差止請求権を行使する制度が平成18年に導入されたが、これでは金銭請求による被害回復はできないため、平成25年に「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が成立し、消費者団体による被害回復の実効性を確保する新しい訴訟制度が新設された。この制度は、第一段目の共通義務確認訴訟と第二段目の個別の消費者の債権確定手続との二段階に分けられており、米国のクラスアクションのオプトアウトとは異なりオプトイン(二段目の手続に参加した消費者にだけ一段目の判決の効力が及ぶ)とした。

◆少年刑事事件審理の留意点

(若園 敦雄 所長代行から)

裁判の公開は憲法上の要請でもあり、非公開にはできないが、少年の情操や家族を含めたプライバシーには配慮している。①入出廷の際には衝立を立て手錠されている姿を見せない、傍聴席を背にして座らせる、②人定質問で氏名を言わせない、開廷表にも氏名を記載しない、③少年調査記録(家裁調査官の調査記録及び少年鑑別所の鑑定結果通知書)については、弁護人に要点をまとめた書面を提出してもらい、裁判員にはそれを黙読してもらうなど。

◆知的財産権事件の状況

(民事第40部の東海林 保 部総括から)

①【独特の管轄制度】技術型事件では東は東京地裁に西は大阪地裁に専属管轄があり、非技術型事件では各地の地裁と東京地裁・大阪地裁との競合管轄としている。

②【二段階審理】侵害論と損害論に分離して審理を進める(侵害論の審理が終わったところで心証を開示している)。

③【ダブルトラック問題】侵害論はさらに充足論と無効論に分かれ、特許庁における無効審判請求事件の判断と裁判所の特許権侵害訴訟における無効の抗弁の判断とで齟齬が生じる可能性があるが、再審における主張の制限(特許法104条の4)の新設(平成23年改正)などによって一定の範囲では解消されるに至った。

④【グローバル化】経済活動の国際化に伴い特許出願の国際協調が図られるようになってきている、特許紛争が国際化して同時多発的に各国で侵害訴訟が提起されるようになってきている、そのような状況の中で知財高裁はFRAND事件で損害賠償請求を権利濫用とした世界初の判断を示し注目されている、国際的な情報発信と意見交換の努力をしている。

◆主な質疑応答

技術説明会の性質、日本版アマカス・キュリエの性格・手続、充足論の中の文言侵害と均等侵害の実例、地方の中小企業と知財専門弁護士への依頼の問題、五輪のエンブレム問題に関連して国際協調が進んでいない問題等について質疑応答を実施した。

◆次回

平成28年2月18日午後3時 建築訴訟について

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第54回

法友・親和・期成 三会派共催シンポジウム
安全保障法制の問題点 — 長谷部恭男教授を迎えて

憲法問題対策センター事務局長 菅 芳郎 (45期)

1 初の三会派共催シンポにあの立役者を迎えて

2015年6月4日の衆議院憲法審査会における参考人の意見陳述は、自民党が招聘した学者も含めた三人の学者全員が、安全保障法案は違憲であるとの意見を陳述するという異例の展開となった。これを契機に、それまで比較的静かに報道していたマスコミも、同法案に関する報道を積極的に行うようになり、また、同法案に反対する市民運動も、これを弾みにして盛り上がっていくという、大きな転換点となった。

その立役者の一人である早稲田大学の長谷部恭男教授をお招きして、2015年11月18日、弁護士会館クレオで、会員向けシンポとして「長谷部恭男先生と考える、安全保障関連法 — どこが違憲か」が開催された。このシンポジウムは、東京弁護士会の法曹親和会が企画をリードし、法友会、期成会がこれに連携して、三会派が共催し、東京弁護士会が後援するという初めての試みであり、主催者側の事前の不安を払拭する多くの会員の参加で、会場はほぼ満席となった。

2 盛り上がるシンポ

シンポジウムは、第一部が長谷部教授の講演、第二部が当センター委員長代行の伊井和彦会員をコーディネーターとして、長谷部教授に対する質問と回答という構成で行われた。特に第二部の質問については、単にコーディネーターが予め用意していたものにとどまらず、当日の会場質問を実際にできるだけ受け付けるという斬新な試みを含むものであり、この新たな企画に興味を持って参加された会員も少なくないのではないと思われる。

さて、長谷部教授の講演の内容は、この紙面で紹介し尽くせるものではないが、安全保障関連法については、反知性主義、法的安定性の軽視、立憲主義の否定という柱のもとで、この法制の解釈変更が論理的に破綻していること、この法制の実際の効果がかえって安全保障を損なう面さえあるという奇妙なものであること、そして、政府が強調する必要性論についても、実情の分析を踏まえたうえで疑問である旨の見解を示された。また、市民運動等については、デモクラシーを補完し

たり梓づけたりする「カウンターデモクラシー」として位置づけられるという興味深い指摘や、尖閣問題やアメリカの現実的な行動など、かなり踏み込んだお話もいただいた。中でも、「安全保障環境が悪い方向に変化しているのであれば、なぜ限られた防衛資源を『グローバル』に展開するのか、それは、自陣ゴールが危ない時に、選手をフィールド全体に散開させるに等しく、ありえない選択である」という比喩は秀逸であった。

3 核心部分

伊井会員の質問や、会場質問にもあった、解釈論の核心部分は、長谷部教授の憲法規定に関する「準則」と「原理」の仕分けに対応するものであろうと思われるが、「9条2項は解釈を必要とする規定である」旨を説かれ、そのうえで、権威ある解釈が法的安定性を獲得するのであり、この点において、これまで内閣法制局が果たしてきた役割を積極的に評価された。しかしながら、元法制局長官の指摘にもあるとおり、旧三要件は、原則的に禁じられている武力行使を個別的自衛権に限りて極めて限定的に認めたものであるのに、その同じ枠組みを集団的自衛権行使容認に用いるのは論理の破綻であり、今回に限っては権威ある解釈であるというには到底値しないとされる点は、政府による憲法の恣意的な解釈は許されないと立憲主義を堅持される教授の立場から当然に導かれるものであろう。

事実認識や価値判断に踏み込んだ会場質問にも、できる限り回答する長谷部教授の姿勢には、参加者のほとんどが敬服したのではないと思われる。

4 新たな流れを

今後は、このような法制の早急な廃止が必要であるという結論も、立憲主義を堅持するためにこの法制に反対してきた弁護士会の基本的な立場と軌を一にするものであり、新たに大きな流れを作り出す必要がある。

予定時間を超過しながらも、会場は熱気の冷めやらぬまま、閉会となった。是非とも、更なる機会が待ち望まれる。

もっと知ろうよ！オキナワ！

第4回 普天間飛行場の辺野古移設を論じるシンポジウム開催

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会長 藤川 元 (35期)

1 まさにタイムリー！

2015（平成27）年11月5日、東京弁護士会が主催して「『辺野古の今を知る』～新基地建設計画の問題点と埋立阻止の可能性～」とのタイトルのもとにシンポジウムを開催した。

このシンポは、第1部で、沖縄タイムス東京支社報道部長・宮城栄作氏が動画、写真などにより、辺野古への移設問題に関連する最近のでき事を解説し、第2部で琉球大学教授（行政法）・徳田博人氏、沖縄弁護士会会員（辺野古埋立承認取消訴訟弁護団事務次長）・金高望氏をパネラーとし、私が司会をつとめてパネルディスカッションを行なう、という進行とした。

従前、普天間飛行場の辺野古移設には反対していた仲井眞弘多・前沖縄県知事が2013（平成25）年12月27日、一転して埋立を承認した。これに対して、翁長雄志・現沖縄県知事は、第三者委員会の報告に基づき、2015（平成27）年10月13日、仲井眞・前知事のなした埋立承認を取り消した。その後、この取消処分をめぐって、国と沖縄県とが交互に法的手段をとって対峙し、現在に至っている。

すなわち、国は、国土交通大臣に対して10月14日、行政不服審査法に基づく審査請求を行ない、併せて承認取消の執行停止申立をした。そして国土交通大臣は、10月27日、執行停止決定を行なった。この執行停止決定に対して、沖縄県は、11月2日、国地方係争処理委員会に審査申し出を行なった。この審査は、90日以内に審査を終えることが法定されているため、2016（平成28）年1月31日までに委員会の審査が終了し、結論が出されることになる。

また、一方で、国は翁長知事に対し、10月28日、承認取消に関し、是正勧告を出した。11月6日、翁長

知事がこの是正勧告に従わない旨の回答をしたため、国は、翁長知事に対し、11月9日、是正指示を出した。翁長知事は、この是正指示にも従わなかった。すると国は、11月17日、高等裁判所に、翁長知事に代って承認取消を撤回する代執行を求めて訴訟提起をした。

このように辺野古埋立承認取消をめぐって国と沖縄県が激しい攻防をくり広げるさ中に、今回のシンポは開催された。

2 沖縄タイムス・宮城氏の解説

宮城氏は、動画により、コバルトブルーで透明度の高い辺野古の海中を紹介し、また、報道写真により辺野古移設問題をめぐる最近の社会の動きなどを解説された。辺野古にある米軍キャンプのゲートは、これまで沖縄県警の機動隊が警備をしていたが、本パネルの数日前より、警視庁の機動隊が、沖縄にわざわざ派遣されてこれに加わるようになった。それだけ、地元出身の警察官が埋立に反対する住民の声に直面して耐えられないほどのストレスを感じる、ということなのであろう。

3 パネルのねらい

翁長知事は、埋立承認取消の行政処分を行なった。その理由は、埋立承認は、公有水面埋立法4条1項1号、2号の要件を満たしていないこと、すなわち、普天間飛行場を辺野古に移設することでえられる利益が自然環境、生活環境を維持する利益を上回るとは認められないこと、辺野古周辺の生態系、ウミガメ、サンゴ、海草藻類、ジュゴン、埋立土砂による外来種の侵入、航空機騒音、低周波音について配慮されているとはいえないこと、である。

パネルでは、埋立をめぐる実体的な問題（環境を守ることと基地を建設することの利害の比較衡量）について、訴訟で同様の論点につき国と対抗して議論を展開している金高弁護士にお話をお聞きし、埋立承認取消をめぐる手続的な問題（行政不服審査法、地方自治法など法的な手続はどうあるべきか、など）については徳田教授にお聞きすることにした。

4 辺野古埋立をめぐる実体的な問題について

- (1) 普天間飛行場を早急に撤去することに多くの人は賛成するであろう。問題は、なぜ辺野古に代替施設を建設しなければならないのか、という点である。金高弁護士は、国の主張する根拠を客観的に説明して下さったが、私は、国の主張がどうしても納得できなかった。
- (2) 自然環境の保護、生活環境の保護は、埋立反対の立場からはむろんのこと、埋立を肯定する立場であっても説得力のある方策が打ち出されなければならない。ところが、どうも、そうではないようである。例えば、国は、埋立て予定の海域にあるサンゴを他の海域に移植してサンゴを守ろう、という議論をしている。しかし、もともとサンゴが生息していない場所（すなわち生息に不適切と思われる場所）に移植して大丈夫なのかどうか、しっかりとした検証がなされていない、というのである。

また、予定される滑走路は航空機が市街地の上空を通過しなくてもよいような向きになっているゆえ、生活環境にも配慮されたものである、というのが国の主張である。しかし、いかに日米で合意をしても、それが履行されないことがしばしばあった。そうした不安を払拭することができないように思った。

5 辺野古埋立をめぐる手続的な問題について

徳田教授には、この点について解説をしていただいた。

すなわち、国が、翁長知事の埋立承認取消に対して、行政不服審査法に基づく審査請求をしたが、審査請求の制度は、国に対する国民の権利利益を守り行政の運営を確保するためのものであり、本件のように、私人では立ちえないような立場にある国が用いるべきではないこと、執行停止制度も本来は国によって権利を侵害されようとしている私人の利益を守るための制度であること、そうした制度であるからこそ審査請求が認容された場合には、それ以上、その裁決の取消訴訟を提起することは許されないことになっている。そうした制度を今回、国は濫用したものだ、というのである。また、国は、ある時には私人として、また、ある時には私人では立ちえない立場にある主体として、矛盾する二つの立場を恣意的に使い分けている、との指摘がなされた。

6 東京で沖縄の問題を扱うことの意義

沖縄問題対策部会では、沖縄のナマの声を東京で聞き理解する、ことを最大の眼目として、このパネルを開催した。パネル終了後、徳田教授、金高弁護士のお二人から、このような形で発言の機会を与えてくれたことにお礼申し上げる、また、NHKの取材、報道が入ったことにつき、東京でなければできないことである、などと感謝して下さったことは、当部会にとって望外の喜びであった。

*表紙裏にカラー写真掲載

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第36回 大阪高裁平成26年7月17日判決

(日本政策金融公庫うつ病自殺事件)〔労働判例1108号13頁〕



労働法制特別委員会研修員 山澤 諭 (67期)

1 事案の概要

(1) 本件は、Yの職員であったAがYにおいて担当していた業務が過重であったために精神疾患(うつ病)を発症させこれによって自殺したと主張して、Aの相続人であるXらがYに対し、安全配慮義務違反(民法415条)又は不法行為(民法709条)による損害賠償請求したという事案である。

なお、農林漁業金融公庫は本件一審係属中に解散し、日本政策金融公庫が権利義務を承継し、本件についても訴訟承継したという事情があるが、便宜上併せて「Y」とする。

(2) Aは、大学卒業後の平成2年4月からYに勤務し、平成13年7月からはYのα支店、平成17年4月からはβ支店に在職した。Aは、α支店及びβ支店で農業融資担当業務に従事し筆頭調査役であった。Aの自殺直前の時間外労働時間は、α支店在職中の自殺8か月前で109時間15分、7か月前で49時間43分、6か月前で37時間22分、5か月前で99時間38分、4か月前で64時間3分であった。一方、β支店在職中の自殺3か月前で0分、2か月前で31時間35分、1か月前で24時間10分であった。また、AとXは、平成17年4月18日、同居を開始した。

このような事情のもと、Aは、平成17年7月7日、うつ病の発症に伴って生じる希死念慮により自殺した。

(3) 本件について、労働基準監督署長はAの自殺を業務災害と認め、遺族補償年金等の支給決定をしている。また、Yから労働基準監督署長に対し文書提出命令の申立てがなされ、原審はこれを却下する一方、控訴審はこれを認めている。

(4) なお、最高裁が平成27年8月26日付で上告不受理とし、本控訴審判決が確定している。

2 争点

本件の主たる争点は、業務とうつ病発症との間の相当因果関係の存否であるが、副次的な争点としてYの安全配慮義務違反の肯否が挙げられる。

3 原審について

原審は、Aの時間外労働時間について、自殺の5か月前で約100時間、4か月前で約64時間とその心理的負荷は大きかったとし、またAの従事していた業務内容自体について、他の職員と比較して特段過重なものではなかったとしても業務の遅れがちなAにとっては相当過重であったとしている。その一方、業務外心理的負荷について、Xとの同居開始が負荷となったとは認められないとし、これらの事情から相当因果関係を肯定した。その上で、Yは、Aの性格や業務の遅れを認識しており、これらについて配慮することが可能であったにも拘らずAを叱責して心理的負荷を蓄積させるばかりであったとし、Yの予見可能性を認めるとともに安全配慮義務違反を認め、結果としてXらに対する合計8879万3245円の支払いを命じている。もっとも、Aによる損害の発生・拡大の寄与を理由として3割の減額を認めている。

4 控訴審について

控訴審は、まず、業務と傷病等との間の因果関係が認められるためには「社会通念上、業務に内在し又は通常随伴する危険の現実化として傷病等が発生したと法的の評価されること」が必要であるとした上で、『心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針(平成11年9月14日付け基発第544号)』及び『ストレス・脆弱性理論』の内容を示し、Aの

従事した業務自体が過重であったとは認められないとしている。次に時間外労働時間について、Aは単身生活であり社宅にいても職場に出ても特に生活上異なることはないことから早出出勤をし、職場でその日の仕事の準備をしていたといえること、土・日・祝日に出勤したことはなく有給休暇も取得していたこと等の事情から、Aの早出出勤は「業務上の必要に迫られてなされていたものであったとは認められ」ないとし、その上で、終業時刻後の時間外労働時間のみをみれば、平成16年11月分が約72時間、平成17年2月分が約71時間とそれほど長時間の時間外労働といえない上、長時間労働が2か月以上継続していないことから恒常的であったともいうことはできず、業務が過重であったとは認められないとしている。一方、業務外心理的負荷について、平成17年4月以降のXとの同居等による生活の変化が一定程度心理的負担をもたらしたとしている。

そして、Aが自殺する約2週間前に軽症うつ病を発症したことについては認める一方、軽症うつ病と担当した業務との間に相当因果関係があるということとはできないとし、原判決中Yの敗訴部分を取り消すとともに、Xらの各請求をいずれも棄却した。なお、控訴審は「念のため」と付した上で、YにおいてAの心身の健康が損なわれることを具体的に予見することは困難であった等として安全配慮義務違反も否定している。

5 検討

本裁判例は、うつ病自殺の相当因果関係判断に関する一つの事例判断としての意義を持つ。

危険現実化論やストレス脆弱性理論への言及など、判断枠組自体にはそれほど目新しさがないとの見方が一般的なようであるが、本裁判例が、平成23年12月26日付基発第1226号（いわゆる「新基準」）やその

前提となった「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書（平成23年11月）」ではなく、平成11年9月14日付基発544号（いわゆる「旧基準」）を引用していることについては、なお議論の余地がある。もっとも、この点について「認定基準及び実施通達は、本件公務外災害認定処分時には発出されておらず」と言及する裁判例が存在することからすれば（名古屋地判平成27年3月30日判例地方自治398号93頁参照）、本裁判例も同様の配慮をしたものと解釈することもできる。その一方、本件事案において新基準に依拠して判断した場合に同様の結論となったかについては、なお議論の余地がある。

また、本裁判例は、業務過重性の判断における時間外労働時間について早出残業時間をその対象から除外しているが、肯定例ではあるものの同様の判断手法を採用する裁判例が存在することからすれば（名古屋地判平成19年11月30日〔トヨタ社員過労死訴訟〕判タ1275号190頁参照）、今後も同様の判断がなされうるものと考えられる。加えて、業務過重性判断において当該早出残業時間を含めて判断した原審とこれを除外した控訴審とでその結論が分かれていることからすれば、当該時間外労働時間の差異に業務過重性の肯否における一つの分水嶺を見出すこともできる。

なお、本件においては、原審・控訴審ともにYから文書提出命令の申立てがなされ、原審においてはこれらがいずれも却下される一方、控訴審においてはX作成の陳述書や時系列表につき文書提出命令がなされている（大阪高決平成25年10月4日判時2215号97頁）。これにもなって控訴審判決では長々と妻との電子メールが引用されており、判決文の論理の運びの中では明示されていないものの、このことが原審・控訴審の判断を分ける一つの重要な要素となったものと考えられることからすれば、当該決定は今後の同種事案における訴訟運営に一定の影響を与えるものと考えられる。

東と弁往來

第43回 法テラス江差法律事務所



法テラス江差法律事務所
(北海道檜山郡江差町)

函館弁護士会会員 板垣 義一 (64期)

2011年12月 弁護士登録、東京弁護士会入会

2013年1月 函館弁護士会に登録換え、現在に至る

1. はじめに

私は、2011年12月に東京弁護士会に弁護士登録し、小林・福井法律事務所にて1年間の養成を受けた後、2013年1月に函館弁護士会に登録換えし、法テラス江差法律事務所へ赴任しました。東京では会派の活動によく参加させていただいておりました。

法テラス江差法律事務所は、2006年10月の法テラスの業務開始と同時に開所した事務所で、私は6人目の赴任者です。現在の当事務所は、弁護士2名、事務職員2名という体制をとっています。

2. 江差町について

「江差」という地名が読めないという人もいないかもしれませんが。「えさし」と読みます。北海道は難読地名が多いですが、その中では読みやすい方でしょうか。北海道にはもう一つ「えさし」と読む地名があり、こちらは「枝幸」と書きます。

気候ですが、夏はクーラーをつけないでもやっていける暑さです。冬の降雪量もそれほど多くはありません。しかしながら、冬場は日本海沿岸特有の寂しさを感じます。とにかく風が強く、体感温度は実際の気温より低く感じますし、吹雪くこともしばしばです。凍結路面と吹雪とで、車の運転には相当気を遣います。

人口は、2015年10月末日の時点で8240人。10年前には人口が1万人を超えていたようですから、他の多くの過疎地と同様、急激な人口減少傾向にあります。江戸時代にはニシン漁で大いに賑わっていたらしいのですが、1913年を最後に全くニシンが獲れなくなり、今に至っています。

公共交通機関は本数の少ない路線バスのみで、車なしで生活するにはかなり厳しい地域です。最寄りの大きい都市である函館までは車で1時間30分かかり、札幌までは4時間30分くらいかかります。

江差で最大のイベントは何かと問われれば、間違いなく毎年8月9日から11日までの3日間行われる姥神大神宮渡御祭です。この時ばかりは、どこにこんなに人がいるんだろうというくらい人が集まり、13台の山車が派手に町内を練り歩きます。祭のために生きているという意気込みを見せる人も多くいるほどです。

他にも、江差は民謡「江差追分」発祥の地でもあることから、その歌唱力を競う江差追分全国大会が毎年9月に開催されています。サンパウロからわざわざ出てくる人がいるのには驚かされました。

名物は五勝手屋の羊かんでしょうか。江差のお土産というと、真っ先にこれが思い浮かびます。

江差は、全国ニュースで取り上げられることがほとんどありませんが、私が赴任してから、JR江差線の廃線という出来事がありました。廃線になったのは



姥神大神宮渡御祭

2014年5月でしたが、廃線になるまで全国から鉄道大好きな方がひっきりなしに来ていましたし、廃線当日の賑わいもなかなかのものがありました。

実は、2014年からの江差の町長は、全国最年少の首長（照井誉之介氏）で、私より学年が一つ下です。江差には同世代の独身男性があまりいないこともあり、彼とは一緒に飲みに行くこともあります。

3. 江差支部について

法テラス江差法律事務所のある江差町を管轄する裁判所は、函館地方・家庭裁判所江差支部です。裁判官は月に1回、1泊2日の日程で本庁から填補してきます。

管轄区域は、檜山と呼ばれる地域の南部で、人口は3万人もいません。

合議事件はありませんし、執行事件も取り扱っていません。破産管財事件については、最近、江差支部でも取り扱うようになり、管財人に選任されたこともあります。刑事事件に関しては、在宅事件のみ取り扱っています。そのため、江差の身柄事件が起訴された場合には、函館の拘置所まで移送されることになり、接見や公判等で長時間の移動を余儀なくされます。

江差支部管内の法律事務所は、法テラス江差法律事務所しかありません。弁護士は確かに2名おりますが、同一事務所内で利益相反事件を受けられるはずもありませんので、実質的には弁護士ゼロワン地域といっても差し支えないです。ゼロワン問題が解消されているわけではないことは知っておいていただきたいと思います。

4. 法テラス江差法律事務所の活動内容

法テラス江差法律事務所は、いわゆる「4号事務所」（司法過疎対策として設置される法律事務所）ということで、都市部の法テラス法律事務所と異なり、受任できる事件に制限がありません。とはいえ、民事法律扶助制度を利用しての債務整理事件が圧倒的に多いという印象です。離婚や相続といった家事事件や、裁判所から選任される事件も受けています。刑事事件に関しては、あまり数はありませんし、裁判員対象事件を受けることもありませんでした。付添人をやる機会にも恵まれませんでした。

私が所属している函館弁護士会は、全国最小規模の単位会です。そのせいもあり、特に若手が多数の会



廃線当日のJR江差線

務活動をしています。現在、委員会に参加するに当たっては、スカイプでつなぐなどはせず、函館市の弁護士会館まで足を運んでいます。

近時、法テラスでは全国的に司法ソーシャルワークを推進していますが、法テラス江差法律事務所でもそれに当たることを行っています。江差町や隣町である厚沢部町の地域包括支援センターとの連絡を密にして地域ケア会議などへ定期的に出席させていただいておりますし、その関係から受任に結び付いた事例もありました。

5. 終わりに

私の江差での任期はもう満了するのですが、一言、江差に来て良かったと思っています。

赴任を打診された時は江差がどこなのかよくわかっていなかったですし、実際に赴任すると雪が積もっているし吹雪いているし、何か面白いスポットもそうあるわけではないので、心が折れそうになったのも事実です。

ですが、しばらくすれば自然と環境にも慣れ、行きつけの居酒屋もでき（任期満了で一番寂しいのは、この店に行けなくなることです）、都心部の若手だとなかなかできないであろう仕事もできました。函館弁護士会の方々にも大変良くしていただきましたし、恵まれた環境で仕事ができたと考えています。過疎地では弁護士のハードルが高いと思われることもまだまだ多いのですが、相談者、依頼者はもとより関係機関の方々からありがたがられることも多く、やりがいも十二分に感じられました。

過疎地への赴任は、法テラスであれひまわり基金であれ、おそらく若手のうちにしかできないことだろうと思います。今後のキャリアプランなどいろいろ考え出すと二の足を踏む部分もあるかもしれませんが、思い切って飛び出してみる価値があることは保証します。ぜひ過疎地へ行ってみてください。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

46期(1992/平成4年)

湯島での最後の学生生活



会員 一場 順子 (46期)

わたし達46期は、文京区湯島の研修所で修習の前期後期をすごした最後の修習生だった。修習時代といわれて今でも思い出すのは研修所の右に広がる広い芝生の緑である。この庭で運動をしたり、お昼にお弁当を広げたり、お昼休みに三々五々集まって芝生にすわっておしゃべりをしたことを思い出す。わたしは、40代で司法試験に合格したので、まるで第二の学生時代のように楽しかった。クラスメートの中には勉強にあけくれた受験時代を経て運動不足であるにもかかわらず芝生の庭でサッカーをして、入所してすぐアキレス腱断裂の悲劇にみまわれた者もいた。お茶の水の病院に入院していたので、その日配られたプリントなどを帰りに届けていたら奥さんと間違えられてしまったが、アキレス腱断裂の被害者はほかにも何人かいたように記憶している。

この芝生の庭は三菱創始者岩崎家の庭園であり、研修所に並ぶようにすばらしい洋館があった。あるとき洋館の中を見学できると聞いて中に入ったことがあったが、研修所とは反対側にある玄関の車寄せまで長いスロープが続く豪壮な建物だった。今は重要文化財に指定され、東京都の管理する庭園として一般公開されている。

46期は、基本的には1クラス60名の10クラス、合計約600名だった。研修所の門を入ってしばらく歩き研修所に着くと入口に机がありそこに広げられたクラス毎の出勤簿に毎朝押印してから階段を上り自分のクラスに行く。黒板を前にしたやや広めの教室に60の机を並べ、年齢の様々な老若男女の修習生が講義を受ける様は不思議な光景だったが、様々な人生経験は実務に

マイナスにはならないと思う。前期の最初はなれない長時間の講義が苦痛だったが、クラスメートと仲良くなり、頭も法律実務にあわせて動くようになると講義も楽しいものとなっていった。後期は即日起案に追いまくられた記憶がある。

旅行や運動公園の陸上競技場を借りて行った運動会、馬橋の寮で開かれた寮祭などの様々な企画があって本当に学生時代に戻ったような気がした。クラスの山行の計画をたて、20人近くで尾瀬沼に行ったこともある。教官よりも年上だったし、子どもを3人育てながらの修習生活だったので、クラスメートからは5組の母と呼ばれたのもなつかしい思い出である。修習は、将来裁判官や検察官、弁護士となる修習生が法曹としてひとつになれる貴重な時間であり、裁判所、検察にその一員として参加できるのは実務修習の時しかない。修習のプログラムも、互いに理解しあうというコンセプトに貫かれていたような記憶がある。

ふりかえってみれば修習時代は事実認定を徹底的に仕込まれた時代だったと思う。弁護士となって20年以上たち他の職種の専門家と一緒に仕事をする度に、法曹としての専門性はまさにこの事実認定にあると肌で感じることが多い。わたし達の間では当たり前のことでも他の職種の人には説明しないとわからないことがあるように感じるが、それは法律に基づいて判断する習慣と事実に向き合う姿勢の厳しさからくるように思う。湯島と実務修習あわせて2年間の修習期間を通じてたたき込まれたことは、法曹の一人として生きるその後の基礎となっている。

一期一会で済まない業界

会員 北村 菜摘



私は、社会人経験がないまま弁護士になったので、他の業界のことはわからないのだが、この業界に入ってみて思うのは、思っていたよりずっと狭い世界なのだということである。先輩に「この業界、大体は知り合いか知り合いの知り合いだよ」と言われて、特に人付き合いの良い人でもない限りそんなことはないだろう、と軽く考えていたのだが、実際に法曹の世界に触れると、特に人付き合いの良い方でもない私でも、そのとおりだと思うようになった。

なんといっても、実務修習先が三重県だったのだが、早速、検察教官の検事がロースクールで履修していた検察のクラスにおける指導担当の検事とお知り合いという状況である。面談時、まさかそんな話を聞くとはいってなかったため、密かに動揺したものである。

しかも、三重県は県の人口の割に弁護士が少なく、未だに200人もいない。そんな地方なので、修習先の事務所で扱っている事件の相手方代理人が修習生仲間の修習先の弁護士、なんてこともざらにあるし、1年足らずの実務修習でも、刑事事件の法廷にいる裁判官、検察官、弁護人が全員知っている人になってしまうことも珍しくない。何か問題を起こすとすぐに広がりかねないため、なかなか緊張感のある修習だった。

このように狭い世界の修習が終わり、私は、全国展開を進めている事務所の、東京にある本店に勤務することになった。東京には弁護士の約半数がいるというし、事務所が扱う事件も全国から集まっているので、知っている人にはそうそう会わなくなるのだろうかと思っていたのだが、結論としてそんなことは

なかった。

審判や訴訟に出廷するようになってから半年足らずではあるが、裁判所で、別の事務所で勤務している同期の弁護士に1回どころではなく会っている上に、修習中の指導教官にお会いしたこともある。東京弁護士会の行事や研修では、必ずと言っていいほど同期の知り合いに会うし、事務所を退所された先輩にすぐお会いできたこともある。

直接会うこと以外では、初めて電話交渉をした相手方代理人が、津修習の修習生仲間の指導担当だった先生だったということがある。また、後に修習でクラスが一緒だった同期から聞いた話だが、とある事件の相手方代理人がその同期の先輩で、一緒にその事件を担当していたため、修習同期同士で電話交渉をすることになりかけた、ということもあっらしい。

このような状況なので、司法試験に合格してから約2年、弁護士になってから1年足らずの私でも、この業界の狭さを認めざるを得ない。実は、この原稿を書くことになったのも、初めての国選弁護人になった際に接見に行った警察署で、私の次に接見をしたのが、東京弁護士会のクラス別研修の副担任の先生だったことがきっかけである。警察署でお会いしたことがクラス別研修で話題に上がったため、その流れで、67期リレーエッセイの担当を決める際にご指名いただいた、という顛末である。これからの弁護士人生においては、これ以外にも、思わぬところで思わぬ人に出会って思わぬことが起きることもあるのだろうが、それをチャンスに変えられるよう、日々しっかりと業務を行っていききたい。

『弁護士経営ノート 法律事務所のための報酬獲得力の強化書』

一般社団法人 弁護士業務研究所 著 原和良 監修
レクシスネクシス・ジャパン 3,000円(本体)

現実的な経営に悩んでいる弁護士への 超現実的な処方箋

会員 遠藤 温子 (65期)



1 はじめに

誤解を恐れずに言えば、弁護士は、才能豊かで頭がよく、理想が高く、そのため、低俗な現実を見落としがちなのが多い。合格者削減、修習生の給費制復活活動が盛んなのはいいとして、現実に弁護士人口は増えてるし、私は貸与を受けているんだけど、どうすればいいの？ そんな声に答えて下さる先輩弁護士は、意外に、少ない。「若手弁護士は大変だね。でも、ちゃんと仕事をしていればどうにかなるよ」

では、具体的にどうしたらいいか、という問いかけに対して、お酒とともに自分の経験談を語って下さる先輩はありがたいが、やっぱり時代が違うんだよな、という思いはぬぐいきれない。

そんな若手の弁護士に読んでいただきたいのが本書である。いや、激動の時代において今後の弁護士としてのあり方に悩んでいるすべての弁護士にすすめられる一冊である。

2 本書の内容について

この本の長所は3つある。まず、Lesson1 経営戦略・収入安定編。読んだらすぐに使えるIT活用術や税知識や今後の経営戦略を打ち立てるのに必要な基本的知識がわかりやすく書かれている。読んですぐに書かれた内容のいくつかを実践したくなること請け合いなのだ。次に、弁護士業界の外のコンサルタントの意見が入っているところ。本書に書かれていることを「弁護士村」の外の人がどう受け止めるかを見ることができる。この弁護士だからできたのではないかという疑惑や、弁護士が内輪で良い、と言っているだけなのではないかという疑惑がなくなるのだ。最後に複数の弁護士の体験談の掲載。

読者は、自分のスタイルにあった方法を導入したり、ある弁護士の苦勞に思いをよせ、自分も頑張ろうと思うことができたりするようになっている。

本書の著者は、一般社団法人弁護士業務研究所。同法人は、「弁護士が『社会正義の実現と基本的人権』という使命実現のために、①弁護士としてのあり方の探求、②確かなスキルの相互研鑽、③市民サービス向上、④経営基盤の強化を経営理念として、研修・勉強会などに取り組む団体」とある。本書からも、弁護士としては、①信念はもちろん、②①を実現するための努力、③顧客サービス、④そして①から③を確かなものにするためには経営基盤が必要という法人の理念が伝わってくる。理想と現実を両立させるためには、①から④のどれが欠けてもだめなのである。

3 最後に

「弁護士さんも、人数が増えちゃって大変なんでしょ？」と業界の外の人からも最近よく言われる。そのたびに、私は、「そうなんですけど、弁護士が増えた方が依頼する人は、選択肢が増えていいですよ。弁護士も競争があった方が努力しますしね」と答える。生意気かも知れないが、修習65期、弁護士3年目の私の偽らざる弁護士増員に関する意見である。他方で、競争があるのはいいとしても、自分がそこで切磋琢磨するにはどうしたらいいか、という点について見えていなかった。現実として、弁護士は増員しており、座っているだけでは仕事はこない。そんな時代だからこそのやりがいがあるのはわかるけれど、どうしていいのかわからない、同じような思いを抱えている弁護士は騙されたと思って本書を手にとってみて欲しい。



私にとっての ラグビーワールドカップ2015

会員 小塩 康祐 (66期)

ラグビーワールドカップが2015年9月18日～10月31日、ラグビー発祥の地イングランドで開催された。

ニュージーランドの史上初の連覇で幕を閉じるという結果自体は、下馬評とおりではあったが、そこに至る過程ではいくつものドラマが繰り広げられていた。

開催国イングランドの予選敗退、ジョージアの2勝、ナミビアのボーナスポイント獲得等、いずれの試合にもドラマがあった。しかし、日本対南アフリカ戦がワールドカップのベストゲームであったことは間違いないと思う。

南アフリカ戦の勝利は、メディアで大きく取り上げられ、ラグビースームを日本に巻き起こした。「奇跡」、「桐谷美玲が吉田沙保里選手を倒すようなもの」、「史上最大の番狂わせ」といった表現で報道されたが、それほどの偉業であった。

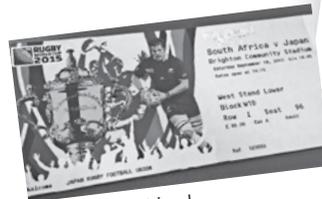
私自身、現地で観戦をしていたが、正直なところ、勝てるとは思っていなかった。試合前に、テレビ局や新聞社のラグビー専門記者と話しても、誰もが、勝てると思っていなかった。

しかし、試合前とハーフタイムに廣瀬俊朗選手（日本代表前キャプテン、南アフリカ戦はレギュラーメンバーから外れていた）と話した際に、廣瀬選手は、「必ず勝てます」「前半は想定とおりの流れ、勝てると思います」と力強く語っていた。

ハーフタイム時点でも、日本の勝利を信じていたのは、おそらく、日本代表メンバーだけであったと思う。後半ラストワンプレーの時点で、日本代表は29対32で負けていた。

ラストプレーの選択権は、日本代表が得た。ペナルティーキックを選択して3点を得れば、同点で試合終了という展開。同点でも十分すぎる結果であった。

エディー・ジョーンズヘッドコーチもインカムで、選手に対してペナルティーキックを指示していた。しかし、選手は、トライの5点を得るべく、スクラムを選択した。



南アフリカ戦チケット



廣瀬選手(中央)とともに
廣瀬選手大学同期の林周一郎氏(左)
と筆者(右)

選手がスクラムを選択するか否か迷っていた際に、スクラムリーダーの木津武士選手は、「スクラム！」と大きな声でスクラムを選択することを求めている。それほど、自信があったのだと思う。この瞬間、会場の雰囲気は一変した。会場の全員が日本コールをし、日本代表の背中を押した。その声援に応えるかのようにスクラムを組み、ボールを展開し、日本代表選手全員でボールを繋ぎ、見事トライを決めた。結果、34対32で日本が勝利した。あの瞬間は忘れられない。

個人的な話をさせてもらおうと、畠山健介選手や五郎丸歩選手が、早稲田大学ラグビー部のチームメイトであり、一緒に練習してきたメンバーであったので、非常に嬉しかった。また、廣瀬選手ははじめ他の代表選手とも様々な活動を通じて、懇意にいただいているので、彼らの努力が報われたことが素直に嬉しかった。そして、4年前のニュージーランド大会は、私自身、司法試験浪人が決まった直後であったので（たしか合格発表の日に開幕した）、ワールドカップを一試合も観戦しなかった。4年後、現地で、かつ、同世代の日本代表の選手と喜びを共有できたことで4年前の自分に対して、少しは誇れる4年間を過ごしてきたのではないかと思っている。

このように、私にとって、ワールドカップ2015は特別な大会であった。

4年後、ワールドカップ2019は日本で開催される。4年後の自分に誇れるように、また、4年間頑張っていきたいと思う。

外国法

『イスラーム家族法入門』 Blanc, François-Paul / 木澤社
 『ドイツ有限責任事業会社(UG)』 丸山秀平 / 中央大学出版部
 『ドイツ・ヨーロッパ民事手続法の現在』 Gottwald, Peter / 中央大学出版部
 『アメリカ証券取引法入門』 山本雅道 / レクシスネクシス・ジャパン
 『中国専利法詳解』 尹新天 / 有斐閣
 『ブラジル知的財産法概説』 Arita, Hissao / 信山社

憲法

『自由の法理』 松井茂記 / 成文堂
 『砂川判決と戦争法案』 砂川判決の悪用を許さない会 / 旬報社
 『新社会基盤マイナンバーの全貌』 市民が主役の地域情報化推進協議会 / 日経BP社
 『マイナンバー規程・書式作成ガイド』 影島広泰 / 清文社
 『論点解説マイナンバー法と企業実務』 宇賀克也 / 日本法令
 『平成27年改正個人情報保護法のしくみ』 日置巴美 / 商事法務

選挙法

『18歳からの選挙Q&A』 全国民主主義教育研究会 / 同時代社

行政法

『公共施設等運営権』 植田和男 / 金融財政事情研究会
 『空家等対策特別措置法の解説』 自由民主党空き家対策推進議員連盟 / 大成出版社
 『住宅瑕疵紛争の知識と実務』 東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 / ぎょうせい
 『建築瑕疵の法律と実務』 岩島秀樹 / 日本加除出版
 『建築工事安全施工技術指針・同解説 平成27年版』 公共建築協会 / 公共建築協会
 『基本事例から考える損失補償法』 松尾弘 / 大成出版社

税法

『海外取引の経理実務ケース50』 佐和周 / 中央経済社
 『租税争訟をめぐる実務の知識』 東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 / ぎょうせい
 『個人の税務相談事例500選 平成27年版』 渡部道郎 / 納税協会連合会
 『国際税務実践マニュアル 情報の入手と税務ポイント：法人税申告編』 小寺壽成 / 中央経済社
 『国際税務実践マニュアル 情報の入手と税務ポイント：移転価格税制 / 非居住者・外国法人の源泉徴収編』 小寺壽成 / 中央経済社
 『税制改正経過一覧ハンドブック』 互井敏勝 / 大蔵財務協会
 『不動産の評価・権利調整と税務 平成27年10月改訂』 鶴野和夫 / 清文社
 『減価償却と税務調査』 前原真一 / 大蔵財務協会
 『誰でもできる! Q&A 事業承継税制徹底活用マニュアル 改訂版』 今仲清 / ぎょうせい
 『一目でわかる小規模宅地特例100 2015年度版』 赤坂光則 / 税務研究会出版局
 『Q&A 宅地評価の実務 6訂版 難解な宅地の相

続税評価の解明』 橋本守次 / 財経詳報社
 『タイムリミットで考える相続税対策実践ハンドブック 平成27年9月改訂』 山本和義 / 清文社
 『延納適用と相続税納税制度』 右山昌一郎 / 大蔵財務協会
 『詳解揮発油税法・石油石炭税法 平成27年改訂』 見崎治久 / 大蔵財務協会
 『地方税取扱いの手引 平成27年10月改訂』 地方税制度研究会 / 納税協会連合会

地方自治法

『Q&A 地方自治法平成26年改正のポイント』 地方自治制度研究会 / ぎょうせい

民法

『ケースブック根拠当権登記の実務 第2版』 根拠当権登記実務研究会 / 民法法研究会
 『民法(債権関係)改正法案逐条解説』 阿部井窪片山法律事務所 / 清文社
 『契約の法務』 喜多村勝徳 / 勁草書房
 『契約審査のベストプラクティス』 みらい総合法律事務所 / レクシスネクシス・ジャパン
 『実践PL法 第2版』 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 / 有斐閣
 『名譽毀損の慰謝料算定』 西口元 / 学陽書房
 『高齢者をめぐる法律問題』 東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 / ぎょうせい
 『成年後見制度』 から「意思決定支援制度」へ』 日本弁護士連合会人権擁護大会 / 日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム第2分科会実行委員会
 『受任につながる相続相談の技法』 高橋恭司 / 学陽書房
 『信託法セミナー 3 受益者等・委託者』 能見善久 / 有斐閣

商法

『時代を彩る商事判例』 岩田合同法律事務所 / 商事法務

会社法

『企業法務の実務Q&A』 阿部信一郎 / 三協法規出版
 『法人成りの税務と設立手続のすべて 第2版』 平野敦士 / 中央経済社
 『詳解個人情報保護法と企業法務 第6版』 菅原貴与志 / 民法法研究会
 『現代の実践的内部監査 5訂版』 川村真一 / 同文館出版
 『倫理・コンプライアンスとCSR 第3版』 菱山隆二 / 経済法令研究会
 『危機管理広報の基本と実践』 浅見隆行 / 中央経済社
 『事業承継相談対応マニュアル』 浅野洋 / 新日本法規出版
 『監査等委員会・社外取締役・多重代表訴訟の実務と登記手続』 勝田一男 / 中央経済社
 『社外取締役ガイドライン』 の解説 第2版』 日本弁護士連合会司法制度調査会 / 商事法務
 『これならわかる決算書キホン50!』 木村直人 / 中央経済社
 『IFRS国際会計の実務 Japan Edition 5』 アーセントアンドヤングLLP / レクシスネクシス・ジャパン
 『会社分割ハンドブック 第2版』 酒井竜児 / 商事法務

『企業再編 第2版 法律・会計・税務と評価』 菊地伸 / 清文社
 『グループ会社リスク管理の法務 第2版』 高橋均 / 中央経済社
 『合併ハンドブック 第3版』 玉井裕子 / 商事法務
 『事業譲渡・譲受けの法務 第2版』 三浦亮太 / 中央経済社

保険法

『保険実務における異例事態の法的解決指針』 吉澤卓哉 / 保険毎日新聞社

商業登記法

『ケース別株式会社・有限会社の役員変更登記の手続』 永濶圭一 / 日本法令
 『商業登記申請MEMO 3訂版』 青山修 / 新日本法規出版
 『商業登記申請MEMO 補訂版 持分会社編』 青山修 / 新日本法規出版
 『実務解説わかりやすい商業登記のポイント』 神崎満治郎 / 日本加除出版

刑法

『東洋のオルトラン宮城浩蔵論文選集』 村上一博 / 明治大学出版会
 『刑法各論 第4版』 中森喜彦 / 有斐閣
 『特別刑法入門』 安富潔 / 慶應義塾大学出版会

司法制度・司法行政

『言葉の壁を越える 東アジアの国際理解と法』 竹中浩 / 大阪大学出版会
 『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書』 最高裁判所事務総局 / 最高裁判所事務総局
 『法律事務職員応用研修テキスト1 訴訟以外の民事手続, 裁判外手続』 日本弁護士補助職協会 / 日本弁護士補助職協会
 『ガイドブック弁護士報酬 新版』 吉原省三 / 商事法務
 『法律家のためのITマニュアル 新訂版』 日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会 / 第一法規

訴訟手続法

『民事訴訟法の立法史と解釈学』 松本博之 / 信山社出版
 『手続からみた子の引渡し・面会交流』 村上正子 / 弘文堂
 『最新涉外家事事件の実務』 大谷美紀子 / 新日本法規出版

経済産業法

『独占禁止法の手続と実務』 村上政博 / 中央経済社
 『景品表示法の法律相談』 加藤公司 / 青林書院
 『放射能とたたかう』 日本弁護士連合会人権擁護大会 / 日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム第3分科会実行委員会
 『インサイダー取引規制と自己株式』 日本証券経済研究所 / 日本証券経済研究所
 『公開買付規制の基礎理論』 飯田秀総 / 商事法務
 『有価証券報告書等虚偽記載の法律実務』 加藤真朗 / 日本加除出版
 『入門商品デリバティブ』 宇佐美洋 / 東洋経済新報社
 『新たな法規と金融取引約款』 円谷峻 / 成文堂
 『競争法グローバルコンプライアンス』 平尾寛 / レクシスネクシス・ジャパン

知的財産法

『知的財産法講義 3訂版』 牧野和夫／税務経理協会
『不正競争防止法』小倉秀夫／レクシスネクシス・ジャパン
『知財審決取消訴訟の理論と実務』 中野哲弘／日本加除出版
『映画・ゲームビジネスの著作権 第2版』 福井健策／著作権情報センター

労働法

『労働法実務大系』 岩出誠／民法法研究会
『M&Aの労務デューデリジェンス』 野中事務所／中央経済社
『パターン別退職給付制度の選択・変更と会計実務』 三輪登信／中央経済社
『「ストレスチェック」導入ガイドブック』 増田将史／経団連出版
『不当労働行為の審査と訴訟』 都築弘／ぎょうせい
『この1冊でわかる！ 2015年改正派遣法解説』 日本経済団体連合会／経団連出版
『女性と労働』 日本弁護士連合会人権擁護大会／日本弁護士連合会第58回人権擁護大会シンポジウム第1分科会実行委員会

社会保障法

『社会保障法における連帯概念 フランスと日本の比較分析』 伊奈川秀和／信山社
『考え方』で考える社会保障法』 久塚純一／成文堂

『セルフ・ネグレクトの人への支援 ゴミ屋敷・サービス拒否・孤立事例への対応と予防』 岸恵美子／中央法規出版
『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』 社会保障審議会／社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
『子どものこだわり』 本田秀夫／日本評論社

医事法

『医療事件の実務(DVD) その1 調査編』 東京法律相談運営連絡協議会
『第六次改正医療法の解説』 中央法規出版
『院内事故調査実践マニュアル』 生存科学研究所／医歯薬出版
『Q&A病院・診療所の相続・承継をめぐる法務と税務 3訂版』 今仲清／新日本法規出版
『保険医の指導・監査問題とその解決』 大島健次郎／青林書院

環境法

『自治体環境行政法 第7版』 北村喜宣／第一法規

教育法

『事例解説教育対象暴力 教育現場でのクレーム対応』 近畿弁護士会連合会／ぎょうせい

国際法

『難民勝訴判決20選』 渡邊彰悟／信山社

『国際海峡』 坂元茂樹／東信堂
『不確かな正義 BC級戦犯裁判の軌跡』 戸谷由麻／岩波書店
『国際家族法』 奥田安弘／明石書店
『ニューヨーク州弁護士が教える英文契約書の基礎』 松崎謙／レクシスネクシス・ジャパン

医学書

『中井久夫の臨床作法』 統合失調症のひろば編集部／日本評論社

一般書

『歴史評論』 歴史科学協議会／校倉書房
『歴史学研究』 歴史学研究会／青木書店
『刑事裁判記録マイクロフィルムの公開について』 東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館所蔵』 歴史科学協議会／校倉書房
『史論』 東京女子大学史学研究室／東京女子大学史学研究室
『史観』 早稲田大学史学会／早稲田大学史学会
『震災・核災害の時代と歴史学』 歴史学研究会／青木書店
『関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会』 会報』 関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会事務局／関東大震災朝鮮人虐殺の国家責任を問う会事務局
『近代日本都市暴動の民衆史的研究』 藤野裕子
『都市と暴動の民衆史』 藤野裕子／有志社
『ファミリーヒストリー』 日本放送協会